

環境共生都市をめざして

岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

（エコオフィス・エコチャレンジプラン岡崎）

（平成23～27年度）

岡 崎 市

目次

第1章	計画の背景	
1	計画策定の背景	1
2	地球温暖化とは	2
3	地球温暖化の現状とその影響	
4	岡崎市の状況	4
5	地球温暖化防止に向けた取組み	5
第2章	基本的事項	
1	計画の目的	6
2	本計画の位置づけ	
3	計画の期間	
4	基準年度	
5	計画の対象範囲	7
6	対象とする活動	
第3章	温室効果ガスの排出量	
1	地球温暖化対策実行計画（第二期）対象施設の温室効果ガス 排出量	10
2	市全施設の温室効果ガス排出量	11
3	温室効果ガスの排出量の多い施設	12
4	温室効果ガスの算定方法について	13
第4章	計画の目標	
1	温室効果ガス総排出量の削減目標	14
2	削減目標の対象とするエネルギー	
第5章	取組みの内容	
1	省エネルギー等にあたっての環境配慮	16
2	公共工事等にあたっての環境配慮	24
3	職員の環境配慮	26
4	各課事務事業における温暖化対策の推進	27
5	環境法令の順守	29
第6章	計画の推進	
1	推進体制	31
2	職員に対する研修及び情報提供	32
3	監視・点検及び評価	33
4	公表	
5	計画の見直し	
資料1	温室効果ガスの種類	1
資料2	温室効果ガス排出量の算定方法	2
資料3	岡崎市地球温暖化対策カレンダー	17

第1章 計画の背景

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、身近な生活環境から地球規模のものまで多岐にわたっていますが、わたくしたちが行う通常の事業活動や日常生活においても環境への負荷が増大し、地球環境に影響を及ぼしています。特に化石燃料の消費に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出は、地球温暖化の最大の原因といわれています。地球温暖化の進行は、私たちの生活に大きな影響を与えるとともに、異常気象の増加、気候の変動などによる自然や生活の変化などにより、本市の事務事業にも大きな影響を及ぼすことが予測されます。一方で、本市の事務事業活動から温室効果ガスは大量に排出されており、その量は本市全域から排出される温室効果ガスの3%を超え、大きな責任を担っています。

本市では、すべての事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの削減を目的とし、平成13年4月に「岡崎市地球温暖化対策推進実行計画」を策定しました。そして、環境マネジメントシステム(以下「EMS」)における省エネルギー・省資源に係る具体的な行動及び取組みを定めた「エコオフィスプラン岡崎」を策定しました。平成18年度には、2つの計画を統合した「岡崎市地球温暖化対策推進実行計画(エコオフィス・エコチャレンジプラン岡崎)」に改訂しました。

その後、平成20年6月には地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、本市にも市域の温室効果ガスを抑制する施策の計画【地方公共団体地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】を策定することが義務付けられました。また、2020年までに温室効果ガスを25%削減する政府の方針が発表され、区域においては政府の方針に準拠した非常に厳しい削減目標を掲げています。なお、京都議定書目標達成計画等により、地方公共団体には率先的な取組みを行なうことにより地域の模範となることが求められています。さらに、エネルギーの利用の合理化に関する法律の改正により、市役所も一事業所として、エネルギーの使用の削減が法律により義務付けられました。このような法改正や国の方向性を考慮し、新たな「岡崎市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を策定しました。

2 地球温暖化とは

地球は、太陽からの放射エネルギーで温められる一方、この温められた熱エネルギーを宇宙空間に放出しています。そして、宇宙空間に放出される熱を逃がしにくい性質を持った二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが存在することにより、地球上の平均気温は、人間や動植物にとって快適に過ごしやすい約 15℃ に保たれています。

しかし、この温室効果ガスが増えすぎると、宇宙空間に放出されてきた熱が地球表面に押しももどされることになり、地球の気温は上昇することになります。

しかし、18世紀後半の産業革命以降、私たち人類は石炭や石油等の化石燃料の大量消費や大規模な森林伐採などを行ってきたため、二酸化炭素などの温室効果ガスが急激に増加し、地球の気温はかつて経験したことの無いスピードで上昇し、これにより地球規模で深刻な問題が生じています。これが地球温暖化といわれる現象です。

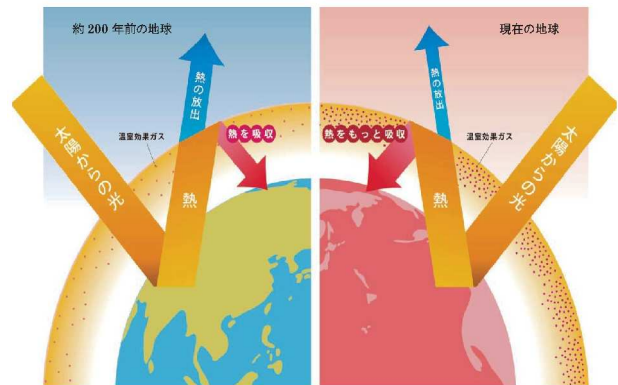


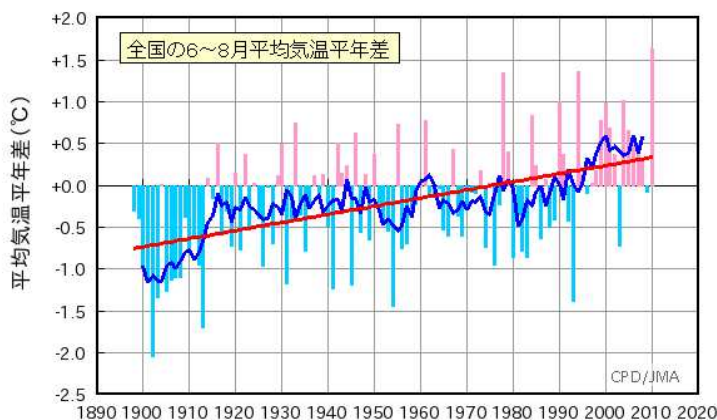
図 地球温暖化のメカニズム
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

3 地球温暖化の現状とその影響

人為的な気候変動のリスクに関する科学的・技術的・社会経済的な評価・検討を行なう政府機構である「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」が2007年(平成19年)2月に公表した「第4次評価報告書」では、気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因であるとほぼ断定しています。

報告書では、過去100年間での世界の平均気温が0.74℃上昇し、最近50年間の長期傾向では、過去100年のほぼ2倍であり、引き続き化石燃料に依存しつつ、高い経済成長を目指す社会が続くならば、今世紀末には、平均気温の上昇が2.4～6.4℃、平均海面が26～59cm上昇すると予想しています。

【全国夏の平均気温】



グラフ 平成22年9月1日発表 気象庁報道資料より
原因 気象庁 異常気象分析検討会の検討結果の概要より

2010年の夏(6～8月)の平均気温は観測を開始した1979年以降11年間で最高となりました。

原因としては、エルニーニョ現象終了後の昇温効果とラニーニャ現象が発生したことによる影響が合わさり、北半球中緯度の気温が非常に高くなった可能性があるとしています。また、北半球中緯度対流圏の気温は長期的に上昇しており、これには地球温暖化が関係している可能性があります。

【地球温暖化の日本への影響】

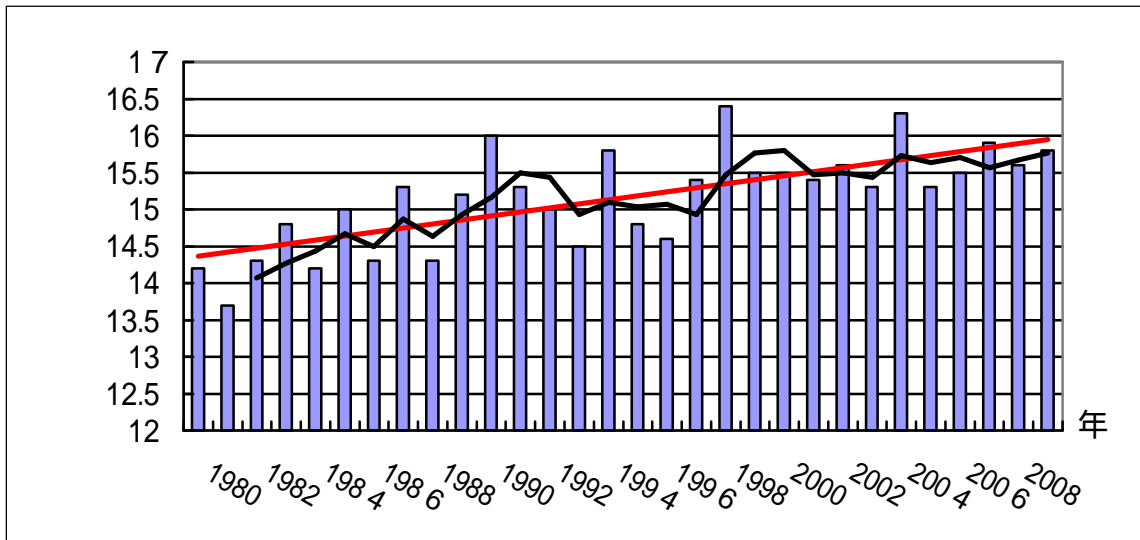
気候変動	・平均気温は 2.1～4.0（世界では 1.8～3.4）の上昇		
		世界平均 気温上昇	日本平均 気温上昇
	経済発展重視かつ地域の独自性が強まる(A2シナリオ)	3.4	4.0
	経済発展重視かつ地域差が縮小し、グローバル化が進む。各エネルギー源のバランス重視(A1Bシナリオ)	2.8	3.2
	環境の保全と、経済の発展を地球規模で両立(B1シナリオ)	1.8 1.1～2.9	2.1
	<ul style="list-style-type: none"> ・冬の減少並びに真夏日、猛暑日及び熱帯夜の増加 ・夏季の降水量と大雨の日数(100mm以上)が増加 ・非常に強い台風の数が増える ・平均海面水位は21世紀末で20世紀末に比べて0.18～0.59m上昇。日本周辺の海域では世界平均に比べて、0.05～0.10m大きくなる。 		
水災害・沿岸	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水氾濫面積が2 上昇で700 km²、3 上昇で800 km²増加 ・高潮浸水人口及び浸水面積が2 上昇で1年あたり17万人、39 km²、3 上昇で35万人、72 km²増加する(三大湾) ・砂浜の損失は2 上昇で23%、3 上昇で47% 		
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・ブナ林の適域は2 上昇で39%減少、3 上昇で68%減少 ・松枯れの危険域の面積は2 上昇で28%増加、3 上昇で51%増加 		
食料	<ul style="list-style-type: none"> ・米の収穫量は2 上昇までは増加すると予測されるが、3 を超えると減少に転じる ・りんごの栽培は3 上昇で東北中部の平野や関東以南が不適地に ・温州みかんの栽培は3 上昇で主要産地の多くが不適地に 		
健康への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・熱ストレスによる死亡リスクが2 上昇で2.2倍、3 上昇で3.7倍となる。 ・感染症のリスクの拡大 		



岡崎市の事務事業に関しても大きな影響を受けることは免れません。

4 岡崎市の状況

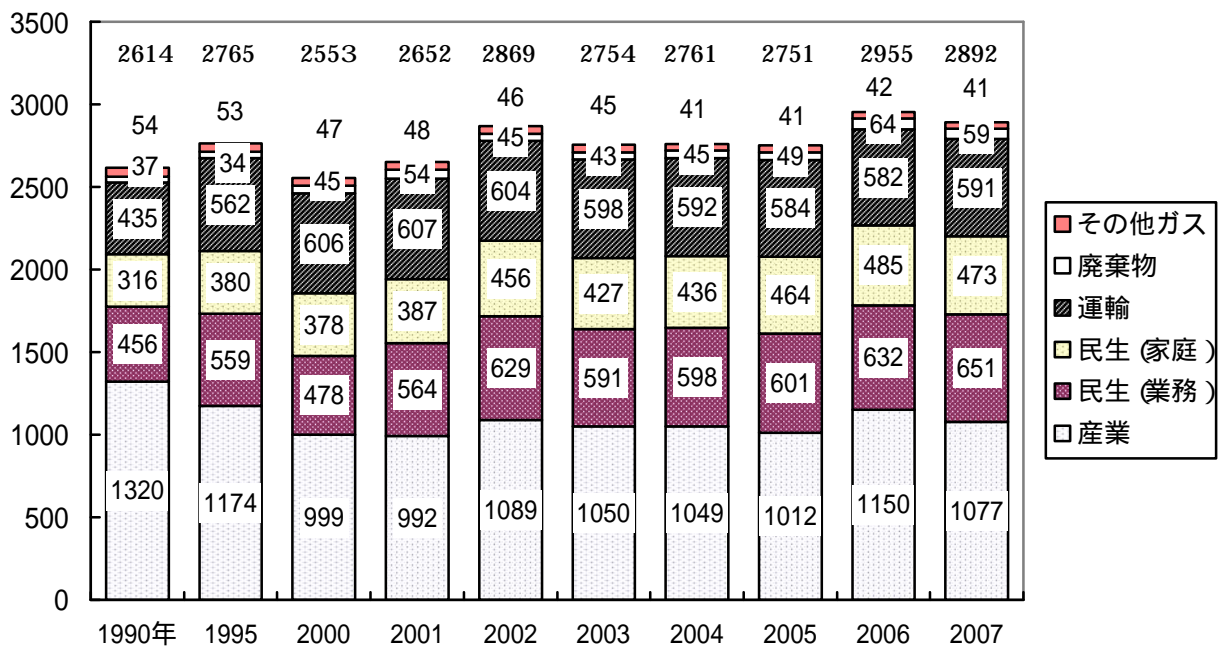
(1) 岡崎市の平均気温の変遷



岡崎市の平均気温は上昇傾向にあります。地球温暖化のほか、ヒートアイランドなど複合的な影響が考えられます。

(2) 岡崎市の温室効果ガスの排出量の変遷

(千t - CO₂)



岡崎市全体の温室効果ガスのうち約4%は市の事務事業から出ています。市に大きな責任があるんだ。

5 地球温暖化防止に向けた取組み

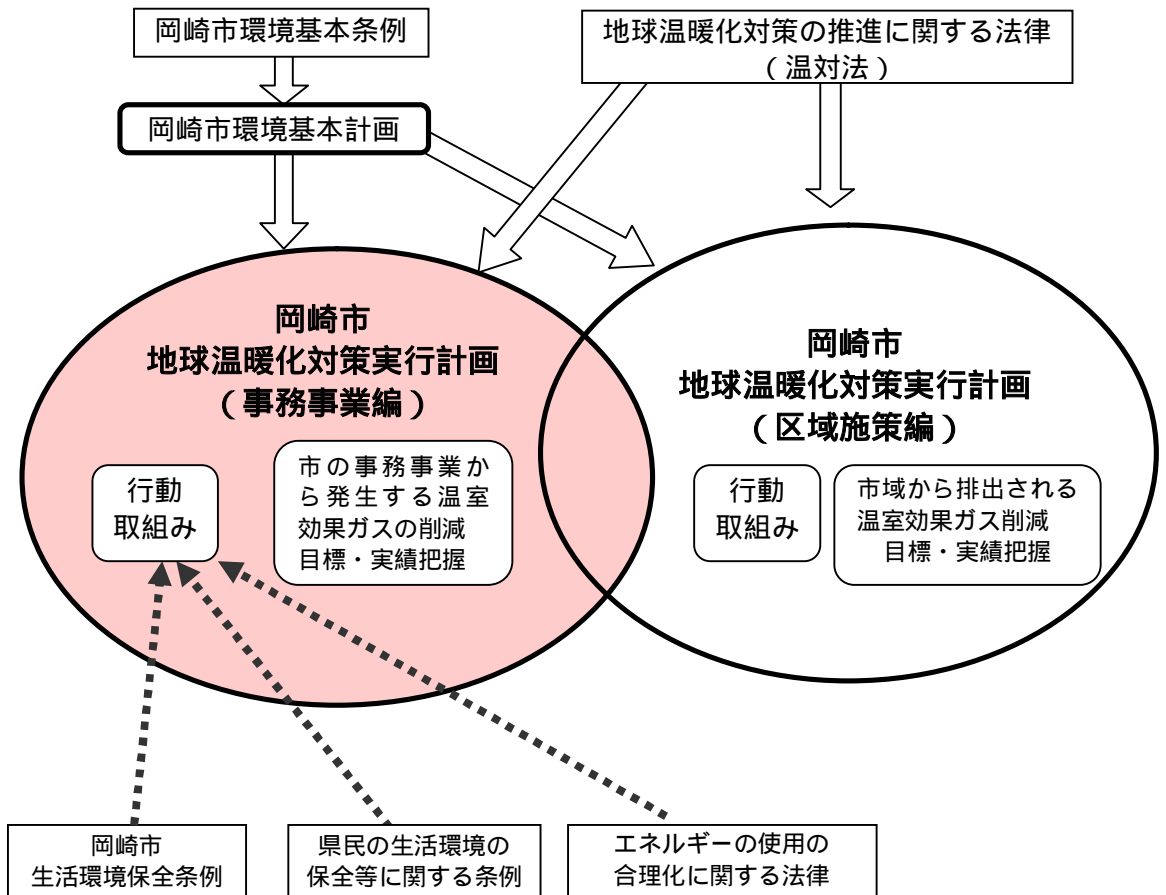
	国際社会における取組み	我が国における取組み	岡崎市における取組み
1992年	気候変動枠組条約が採択 (ブラジル地球サミット)		
1993年	気候変動枠組条約の締結	環境基本法の制定	
1997年	COP2 京都会議開催 京都議定書採択	新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法制定	
1998年		地球温暖化対策の推進に関する法律制定 特定家庭用機器再商品化法制定	
1999年			岡崎市環境基本計画策定
2000年		グリーン購入法制定	ISO14001 認証取得
2001年			環境基本計画の「環境配慮に向けた行動計画」で地域推進計画策定 岡崎市地球温暖化対策推進実行計画策定
2004年			
2005年	京都議定書発効	京都議定書目標達成計画閣議決定	
2006年			岡崎市地球温暖化対策推進実行計画(第2期)策定 省エネルギーセンターによる省エネ診断受診
2008年	京都議定書第1約束期間始まる	地球温暖化対策の推進に関する法律改正 エネルギーの使用の合理化に関する法律改正	電気自動車用急速充電器設置
2009年		国連気候変動サミットにおいて、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比25%削減することを宣言	岡崎市域温室効果ガス排出量推計 ISO14001 自己宣言方式に変更
2010年			グリーンニューディール基金による施設改修 岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定

第2章 基本的事項

1 計画の目的

岡崎市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出を抑制し、市役所自ら、地球温暖化防止に積極的な役割を果たすとともに、市民や事業者の意識の向上を図ることを目的とします。

2 本計画の位置づけ



3 計画の期間

平成23年4月～平成28年3月 5年間

4 基準年度

平成21年度

基準年度は、本計画を平成23年4月から開始するため、開始時点で岡崎市役所から排出される温室効果ガスを把握可能な直前年度とする

5 計画の対象範囲

事務及び事業の範囲

本市におけるすべての事務及び事業を対象とします。また、指定管理者制度により管理する施設についても含みます。

ただし、外部への委託等により実施する事務及び事業は対象外とし、温室効果ガス削減に向けた配慮を要請していくものとし、

庁舎のみならず、廃棄物処理、水供給、下水処理、消防、市立学校、市民病院などを含みます。

組織及び施設等の範囲

出先機関等を含めた、本市が管轄するすべての組織及び施設等を対象とします。指定管理者制度、PF Iによる管理施設についても対象とします。

なお、省エネ法では対象施設とされない道路関連施設、公用車等も含みます。

また、本計画は一部事務組合(岡崎市模範造林組合)が策定義務を有する温暖化対策実行計画を兼ねるものとし、対象組織とします。

6 対象とする活動

温対法施行令第3条に基づく活動のうち、本市の事務及び事業に該当しないもの及び対象とすることが適当でないものを除き、以下のとおりとしました。

温室効果ガス 活 動	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	フロン (HFC -134a)
電気の使用(自家発電を除く)				
燃料の使用(全般)				
ボイラー				
ガス・ガソリン機関				
ディーゼル機関				
家庭用機器				
公用車の走行				
下水処理(ただし、流域下水は対象としない)				
浄化槽によるし尿処理				
一般廃棄物の焼却				
麻酔剤(笑気ガス)の使用				
自動車用エアコンの使用・廃棄				

一般廃棄物に混入するプラスチックごみの焼却に伴う。電気、燃料の使用に伴い発生する

二酸化炭素をエネルギー起源二酸化炭素とするのに対し、非エネルギー起源二酸化炭素と区別する。

次の活動は、本市の事務及び事業に該当しない又は対象とするのが適当でないため除外しました。

- 1 他人から供給された熱の使用
- 2 産業廃棄物の焼却
- 3 船舶の航行
- 4 家畜の反すう等 (体内からの排出)
- 5 家畜のふん尿等の処理
- 6 水田からの排出
- 7 放牧地における家畜のふん尿等
- 8 農業活動に伴う焼却
- 9 埋立処分 (食物くず、紙くず、繊維くず、木くず)
- 10 噴霧器・消火器の使用又は廃棄に伴う排出
- 11 耕地に使用された化学肥料に含まれる窒素からの排出
- 12 農作物の栽培に使用された肥料に含まれる窒素からの排出

次の温室効果ガスは、本市の事務及び事業から排出がないため除外しました。

- 1 パーフルオロカーボン
- 2 六ふっ化硫黄

参考

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）、地球温暖化対策実行計画の関係

	温対法 (算定・報告・公表制度)	省エネ法	地球温暖化対策実行計画
対象	原油換算で 1500k l 以上使用する事業所及び温室効果ガス種類ごとに二酸化炭素換算で 3000 t を超える事業所	原油換算で 1500k l 以上使用する事業所	地方公共団体（温対法で策定義務）
対象施設	市の管轄する施設（道路関連施設を除く）	市の管轄する施設（道路関連施設を除く）	市の管轄する施設 公用車 浄化槽など
対象とするガス等	対象施設で使用するエネルギーから発生する温室効果ガス及び非エネルギー起源の温室効果ガス種類ごとに二酸化炭素換算で 3000 t を超えるもの	対象施設で使用するエネルギー	対象施設で使用するエネルギーから発生する温室効果ガスほか、ごみの焼却、排水施設からのガスなど事務事業から発生する全ての温室効果ガス
目標等	なし	毎年原単位あたり 1 % 削減	実行計画内で設定 ただし、国における目標等を勘案
その他	環境省ほかに報告義務 環境省から公表	経済産業省等に報告 罰則等	市民に公表義務 環境省から全ての自治体の公表

地球温暖化対策の推進に関する法律

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

京都議定書目標達成計画

第3章 目標達成のための対策と施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2 「地方公共団体」の基本的役割

(1) 地域の特性に応じた対策の実施

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のため総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努める。

例えば、低炭素型のまちづくり、公共交通機関や自転車の利用促進、バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入、地域住民に身近なごみ問題への取組みなど、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策に取り組む。

地球温暖化対策推進法の改正により、都道府県並びに指定都市、中核市及び特別市において、地方公共団体実行計画に太陽光、風力等の利用の促進、その地域の事業者又は住民の温室効果ガス排出抑制等に関する活動の促進、公共交通機関利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進、廃棄物等の発生の抑制の促進等の施策を定める取組みを推進する。

(2) 率先した取組みの実施

地方公共団体自身が率先的な取組みを行なうことにより地域の模範となることが求められる。このため、地球温暖化対策推進法に基づき、公立学校や公立病院も含め、地方公共団体の事務及び事業に関し実行計画の策定を確実にし、実施する。

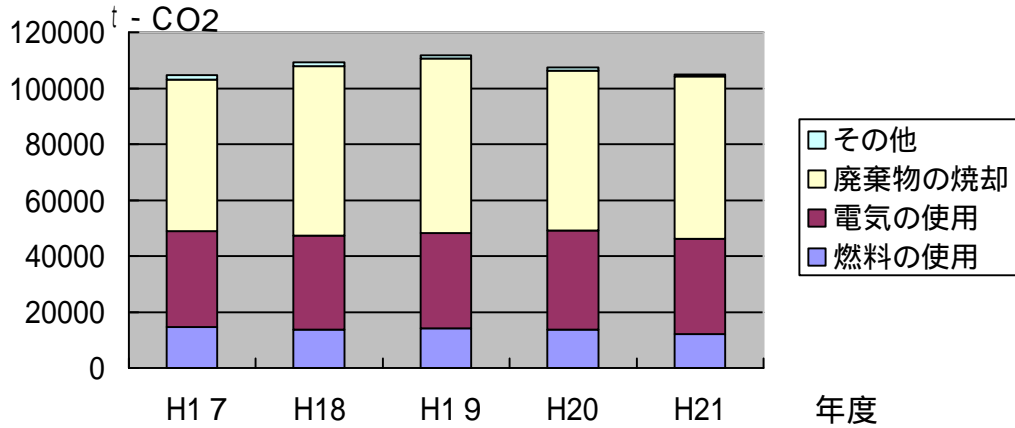
(3) 地域住民等への情報提供と活動推進

地域住民・企業へのきめ細やかな対応を実施するため、都道府県等の地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会が指定、委嘱、組織されている場合には、その活用を図りながら、教育、民間団体支援、先駆的取組の紹介、相談への対応を行なうよう努める。

第3章 温室効果ガスの排出量

1 地球温暖化対策実行計画（第二期）対象施設の温室効果ガス排出量 地球温暖化対策推進実行計画の状況【計画対象施設】（平成17～21年度）

温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）

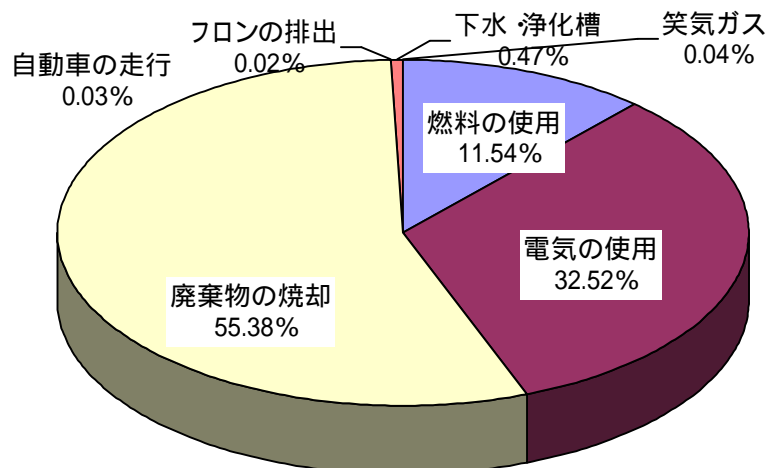


	H17	H18	H19	H20	H21	基準年度対比 増減（%）	
燃料の使用	14,707	13,727	14,124	13,713	12,100	17.7	
電気の使用	34,118	33,694	34,154	35,491	34,108	0	
廃棄物の焼却	54,339	60,435	62,343	57,016	58,076	6.9	
その他	自動車の走行	33	34	35	34	32	3.0
	フロン ¹ の排出	67	26	35	30	24	64.2
	下水、浄化槽等	1,245	1,108	1,038	1,008	488	60.8
	笑気ガス	152	164	84	46	46	69.7
計	104,661	109,187	111,813	107,338	104,874	0.2	

考察

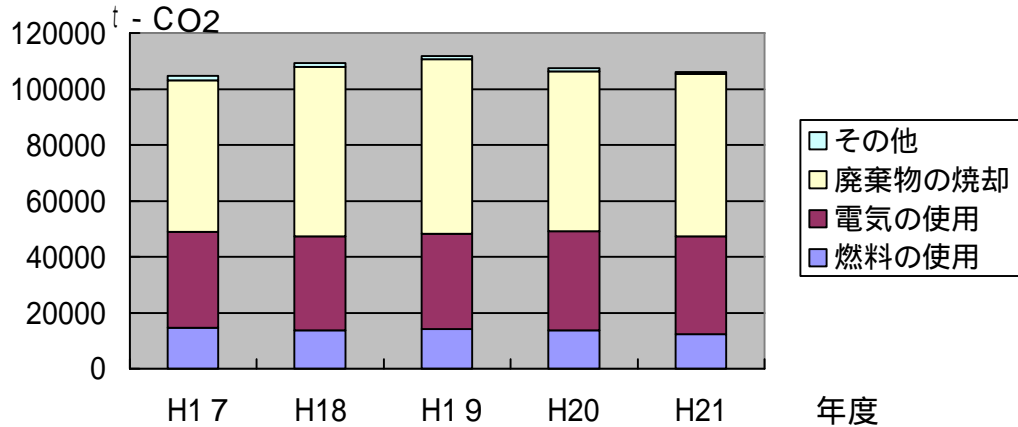
計画年度が平成13～17年度までの前計画では、平成17年度末までに基準年度（平成10年度）と比較して7%削減することを目標としていましたが、ISO14001の運用をすすめた結果、8.6%の削減ができました。

18～22年度を対象とした今計画では、平成17年度の基準年比、温室効果ガスの排出量を増加させないとの目標に対し、平成21年時点で若干の増加となっています。



2 市全施設の温室効果ガス排出量
平成18年度以降に新設された施設等を含む（平成17～21年度）

温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）



	H17	H18	H19	H20	H21	基準年度対比 増減（％）		
燃料の使用	14,707	13,739	14,170	13,794	12,395	15.7		
電気の使用	34,118	33,941	34,602	36,250	34,900	2.3		
廃棄物の焼却	54,339	60,435	62,343	57,016	58,076	6.9		
その他	自動車の走行	33	34	35	34	32	3.0	60.6
	フロンの排出	67	26	35	30	24	64.2	
	下水、浄化槽等	1,245	1,108	1,038	1,008	488	60.8	
	笑気ガス	152	164	84	46	46	69.7	
計	104,661	109,187	112,307	108,178	105,961	1.2		

考察

平成19年度に東庁舎、平成20年度にげんき館、図書館交流プラザなど大規模施設が新設されたことにより、電気の使用量が増加している。

空調設備が重油から都市ガス、電気などに変更された施設があり、燃料の使用は減少傾向にある。

一般廃棄物の総量が増加し、可燃ごみ中のプラごみの比率が低下していないことから、廃棄物の焼却による二酸化炭素排出量が増加傾向にある。

3 温室効果ガスの排出量の多い施設

(平成21年度実績)

	施設名	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)
1	岡崎市民病院	7,262,766
2	男川浄水場	2,960,768
3	図書館交流プラザ	1,320,394
4	中央総合公園	1,265,873
5	仁木浄水場	1,141,447
6	げんき館	996,293
7	美術博物館	847,675
8	中央クリーンセンター	816,411
9	東庁舎	738,397
10	西庁舎	667,590
11	情報ネットワークセンター	635,337
12	北部学校給食センター	598,040
13	総合老人センター	594,769
14	シビックセンター	516,223
15	市民会館	450,144
16	市民休養施設桑谷山荘	394,187
17	東部学校給食センター	387,942
18	斎場	383,716
19	南部学校給食センター	383,662
20	福社会館	371,317
21	西部学校給食センター	328,293
22	岡崎地域文化広場	324,847
23	農業支援センター	276,454
24	岡崎市体育館	275,589
25	竜美丘会館	255,596

公用車及び、エネルギー起源以外の排出量を除く

【参考】

	施設名	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)
参考1	浄水場以外の水道施設 (簡易水道除く)	3,668,616
参考2	防犯灯	2,282,096

防犯灯についてはその多くが定額契約のため、蛍光灯、水銀灯など種別ごとの使用電力に年間平均点灯時間を掛けて推計したものです。

4 温室効果ガスの算定方法について

温室効果ガス排出量は、第2章で定めた計画の対象範囲及び、対象とする活動について「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定められた排出係数及び地球温暖化係数を用い、二酸化炭素排出量に換算して算定するものとする。

対象とする温室効果ガス及び地球温暖化係数

温対法第2条第3項に規定する温室効果ガス及び同第4条に規定する係数とします。(資料1)

算定条件

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」)施行令第3条の算定方法及び同第4条の地球温暖化係数に基づき、温室効果ガス総排出量(CQ換算)を算定します。(資料2)

各温室効果ガス排出量 × 地球温暖化係数 = 温室効果ガス総排出量(CQ換算)

排出係数

各活動量に対する排出係数は、温対法施行令第3条に規定する値を使用しました。(資料2)

発電施設における電力使用量の算定方法

発電(売電を含む)を伴う施設における電力使用量は、次のとおり算定することとします。

電力使用量(d) = 発電量(b) - 売電量(c) + 買電量(a)

発電量(b) = 電力使用量(d) + 売電量(c) - 買電量(a)

買電量(a).....電力会社から購入した量

発電量(b).....自家消費、売電を問わず発電した量

売電量(c).....余剰電力を電力会社が買い取った量

電力使用量(d).....発電して自家消費した分を含めた使用量

第4章 計画の目標

1 温室効果ガス総排出量の削減目標

基準年度	平成21年度
計画年度	平成23～27年度
削減目標	燃料の使用、電気の使用、その他ガスの合計（焼却施設を除く） 平成27年度において基準年比 - 6% 焼却施設における燃料、電気の使用、廃棄物の焼却 平成27年度において基準年比 増加させない

市の事務事業から排出される温室効果ガスのうち、廃棄物の焼却による排出量が全体の50%以上を占める。しかも、この廃棄物の焼却は市から排出されるものではなく、市民から排出される一般廃棄物に含まれるプラスチック系のごみ類の焼却によるものであり、市の事業努力だけで削減が進むものではない。そのため、市の施設等で使用される電気、燃料との削減若しくは増加などの推進状況が廃棄物による温室効果ガスを含めることでわかりにくくなることから、廃棄物の焼却を除く温室効果ガスの目標値を定める。また、廃棄物の焼却は市の事務事業であり、しかも大きな割合を占めることから、別に目標値を定めるものである。

なお、平成17年度から22年度の第二期実行計画では新規に建設された施設を対象から除いたが、本計画では計画途中で建設された施設についても含むものとする。これは、省エネ法及び温対法の報告公表義務においても、新設の施設を含むこととなっており、数値把握の複雑化を防ぐこと、政府方針では1990年比で25%削減と大変厳しい数字が挙げられていることから、市域の温室効果ガスの削減を率先すべき立場からより厳しい目標値を課す必要があることによる。

参考

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、市の事務事業からの排出を平成32年度において15%削減（平成19年度基準）を目標としています。

燃料の使用、電気の使用、その他ガスの合計 12%削減

ごみの焼却による温室効果ガスの発生 20%削減

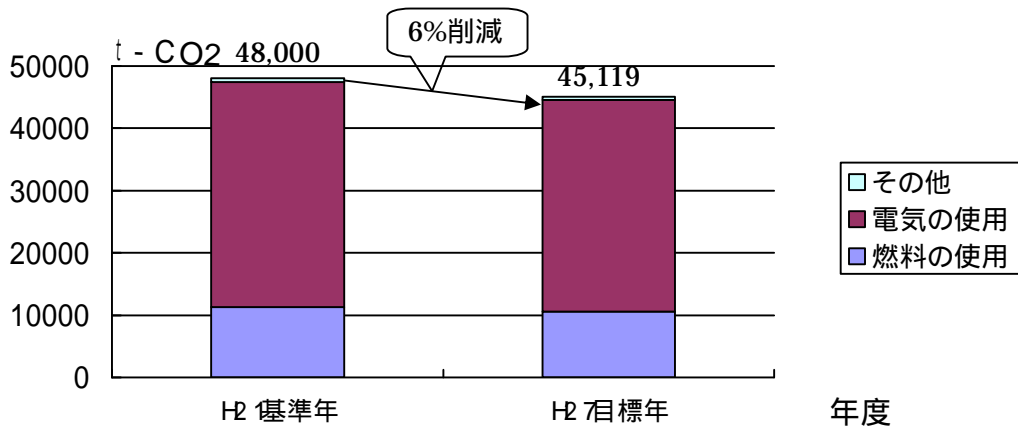
（平成19年度 温室効果ガス排出量 118,113kg-CO₂）

2 削減目標の対象とするエネルギー

電気、重油(A・B・C)、都市ガス、液化石油ガス、ガソリン、軽油、灯油、液化天然ガス(LNG)、炭、混合油

地球温暖化係数及び排出係数に変更があった場合は、基準年度及び計画年度中の排出量について、最新の数値を用いて再計算し評価することとします。

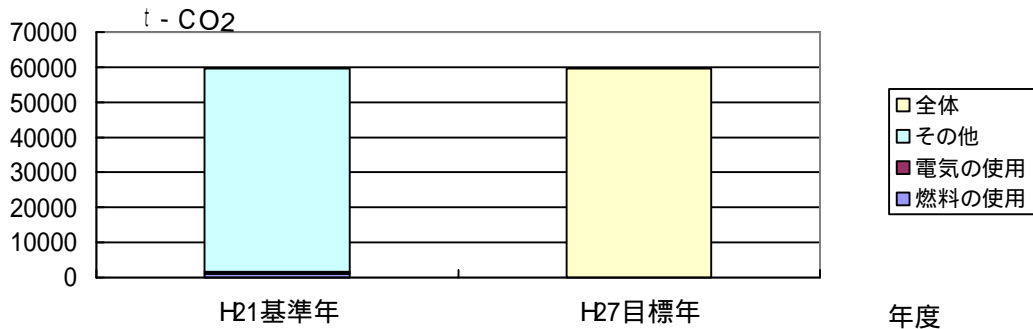
温室効果ガス総排出量削減目標（二酸化炭素換算）【焼却施設を除く】



区分	H21	H27	基準年度対比増減 (%)
燃料の使用	11,335	10,619	6.3
電気の使用	36,077	33,912	6.0
その他のガス	588	588	0
計	48,000	45,119	6.0

- 1 街路灯（防犯灯）について使用電力量の再計算を行なっている
- 2 電気の排出係数を 0.452 としていたものを 0.474（2009 年排出係数）とした

温室効果ガス総排出量削減目標（二酸化炭素換算）【焼却施設を含む】



区分	H21	H27	基準年度対比増減 (%)
燃料の使用	1,061	59,661	0%
電気の使用	522		
廃棄物の焼却	58,076		
その他ガス	2		
計	59,661	59,661	0%

- 1 平成 23 年度から新中間処理施設が稼動し、焼却方式の変更、ごみ分別の変更等が生じるため、電気、燃料、廃棄物の焼却を合計した排出量を目標値とする
- 2 電気の排出係数を 0.452 としていたものを 0.474（2009 年排出係数）とした

温室効果ガス総排出量削減目標（二酸化炭素換算）【市全体（参考値）】

区分	H21	H27	基準年度対比増減 (%)
燃料の使用（焼却施設除く）	11,335	10,619	6.3
電気の使用（焼却施設除く）	36,077	33,912	6.0
焼却施設からの排出	59,661	59,661	0
その他ガス（焼却施設除く）	588	588	0
計	107,661	104,780	2.7

第5章 取組みの内容

削減目標を達成するための、具体的な行動及び取組みについては、次のとおりとします。

1 省エネルギー等にあたっての環境配慮

(1) 省エネルギーの促進

庁舎等におけるエネルギー使用量の削減

省エネ法が施行されたことに伴い、年1%以上の削減を目指します。公共施設で使用するエネルギーに伴い発生する温室効果ガスは、一般家庭の1万世帯近くになります。一人ひとりの日常行動や、OA機器、電気製品の利用に関する見直し、省エネ化の進んだ製品を導入することで、電気・ガスなどの使用量を削減し、二酸化炭素の排出抑制に努めます。公共施設、職員が率先的に行動することで、市全体の取組みが進むとともに、歳出の大きな削減にも貢献します。

職員の一人ひとりが日常的に環境に配慮し、行動すること
施設の維持管理・更新時に配慮すること。

全般	エネルギーを使用する機器等について管理標準を作成し、管理標準に基づいた、適正な運用を図る。 課、施設における電気、ガスなどの使用量を把握し、管理する。(エネルギー等管理システムの活用)
照明の適正管理	会議室、給湯室、更衣室など使用していないときは、消灯を徹底する。 始業前、残業時には、不要なエリアの消灯を徹底する。 接客や業務に支障のない限り、昼休み(12時15分~13時15分)は消灯する。 十分な光量が得られる場合については自然光を利用する。 不必要な照明は消灯又は間引きを検討する。 建築物の夜間の照明は必要最小限とする。 白熱電球を電球型蛍光灯やLED電球へ切り替える。
OA機器等 電気製品の 適正使用	業務終了後、支障のないOA機器や電気製品の電源を切る。 休日の前日など電気製品を長時間使用しないときは、必要に応じてコンセントからプラグを抜き、待機電力を節減する。 OA機器や電気製品の省電力モードの設定を行なう。 導入・更新時には省エネタイプの機器を選択する。 コピー、FAXなどOA機器の購入等については複数の課で共有を検討するなど、必要性の検討を十分に行い、必要最小限とする。

<p>空調機器の適正使用</p>	<p>夏季は、「クールビズ」により、冷房温度は28を目安に設定する。 冬季は、「ウォームビズ」により、暖房温度は20を目安に設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「クールビズ」とは、ノーネクタイ、ノー上着などの夏の軽装により、冷房に頼らないワークスタイルのこと。ただし、職務遂行に相応しい服装とする。 「ウォームビズ」とは、重ね着などにより暖房に頼らないワークスタイルのこと。</p> </div> <p>空調機器の運転終了時間の繰上げを心がける(余熱活用)。 会議室の使用を終了したときは、エアコンのスイッチを必ず切る。 自然光や自然風を積極的に取り入れるとともに、冷房時はブラインド等により日射を遮る。 可能な施設においては、緑のカーテンを実施する。 市民等が参加する会議等においても、クールビズ、ウォームビズなどを周知し、冷暖房の適正運転(冷房 28 以上 暖房 20 以下)を行なう。 導入・更新時には、エネルギー効率の高い機器を選択する。</p>
<p>給湯設備等</p>	<p>給湯器の温度設定は用途を考え、可能な限り低めに設定する。 湯茶やコーヒー等は、電気ポットやコーヒーメーカーから魔法瓶に移し保温する。 冷蔵庫は複数の課で使用するなどし、業務上必要最小限とする。 冷蔵庫は温度設定管理を徹底する。 職員は水筒を持参する。 電気ポット、冷蔵庫、テレビなどの電気製品は複数の課で使用するなどし、台数の削減を図る。 ポットの買換え時には電気ポットである必要性を考慮し、可能な場合は、魔法瓶を購入する。</p>
<p>エレベータの使用</p>	<p>エレベータの利用を最小限にし、積極的に階段を利用する。 2UP3DOWNの実施(2階昇る、3階下る場合は階段を利用する) 利用の少ない時間帯は、エレベータの運転台数を抑制する。</p>
<p>業務の効率化、労働時間の短縮化</p>	<p>事務の効率化を図り、時間外勤務の計画的執行により照明及びOA機器等の使用時間を短縮する。 課等のノー残業デー、子育て応援の日(はぐみんデー)、ライトダウンキャンペーン実施日などについては、可能な限り時間外勤務を行なわない。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>子育て応援の日(はぐみんデー) 毎月19日 ライトダウンキャンペーン ブラックイルミネーション 毎年夏至の日 クールアースデー 毎年7月7日</p> </div>
<p>その他</p>	<p>屋上や壁面の緑化を検討する。 自動販売機は消費電力の少ない機器とし、過剰な設置は行なわない。 設備が適正に運用されているかどうかを定期的に専門業者に確認するなどし、適正化を図る。</p>

エネルギー節減の目安

設備	行動	削減量	削減金額
照明	蛍光灯 1 ライン (32H f型 12 本) を 1 日あたり 1 時間消灯	約 199g 35w × 12 本 × 1 h × 0.474g/wh	0 . 4 円
	蛍光灯 1 ライン (12 本) を 1 日あたり 1 時間消灯	約 245g 43w × 12 本 × 1h × 0.474g/wh	0 . 5 円
	白熱電球を電球型蛍光灯に変更 (使用時間 6 時間)	約 137g (60w -12w) × 6h × 0.474g/wh	0 . 3 円
	白熱電球を LED 電球に変更 (使用時間 6 時間)	約 148g (60w -8w) × 6h × 0.474g/wh	0 . 3 円
空調機	パッケージ型空調機 (2.2kw) の冷房温度を 1 高く (27 から 28 に変更) して 1 日あたり 8 時間運転	約 114g 30wh × 8h × 0.474g/wh	0 . 2 円
	パッケージ型空調機 (2.2kw) の暖房温度を 1 低く (21 から 20 に変更) して 1 日あたり 8 時間運転	約 132g 34.9wh × 8h × 0.474 g /wh	0 . 3 円
	パッケージ型空調機 (2.2kw) の運転を 1 日 1 時間短縮	約 758g 1600wh × 1h × 0.474g/wh	1 . 6 円
パソコン	パソコンの設定をスタンバイモードにしてパソコンのふたを閉める時間を 1 日 1 時間増やす	約 0.47g 1w × 1h × 0.474g/wh	0 . 0 1 円
	プリンタの出力 (1 回平均 3 ページ出力・所要時間 7 秒) を 1 日 10 回減らす	約 7.7g 840w × 7 秒/回 × 10 回 ÷ 3600 秒 × 0.474g/wh	0 . 0 1 円
エレベータ	エレベータの稼働を 1 回減らす	約 19g 40w × 0.474g/wh	0 . 0 4 円
湯沸しポット	保温時は魔法瓶に移し変える	約 161g 40w × 8.5h × 0.474g/wh	0 . 3 円

電気料金は 1 kwh=10 円として計算

削減金額は行動 1 回あたり金額であり、各職員、課が毎日実施することにより、大きな削減が期待されます。

公用車の利用等における燃料等の削減

公用車の使用抑制及び燃料使用量の削減を行なうことで二酸化炭素の排出を抑制します。

当地域では移動手段として、自動車の依存度が高く、それに伴った温室効果ガスの排出が多いことから、市が率先して行動します。そのために、自転車、公共交通機関の利用に努め、安易に保有台数を増やすことなく、公用車の購入の必要性を十分に考慮します。また、導入にあたっては、購入価格のみでなく、燃料費等のランニングコストにも配慮し、電気自動車やハイブリッド車、また、小型車などの低燃費車への移行を検討します。

公用車の効率運用と適正運転	出張にはできる限り公共交通機関を利用。 近距離（概ね2 km以内）の出張には徒歩、自転車を利用。 低公害車（環境に優しい車両）の積極的利用。 乗車人員、運搬物など用途にあわせ、利用車両を選択する。 用件はまとめて処理するように運行計画をたてる。 公用車の走行ルート合理化、相乗りなど、公用車の効率的利用を図る。 エコドライブの徹底。
公用車導入・維持管理等	公用車の必要性を再検討し、安易に台数を増やさない。 公用車の買換えは、実用に応じ低燃費車（電気自動車、ハイブリッド車、小排気量車、軽自動車）への移行を検討する。 車のタイヤ空気圧調整等の定期的な点検整備。 できるだけ長期間使用できるように点検・整備を徹底。
駐車場設置者及び管理者の義務	利用者に対して、アイドリングストップを行うべきことを周知するための措置を講ずる。 看板・のぼり旗などによる周知 ・駐車場入口又は車両から確認しやすい場所などに看板・のぼり旗を設置 案内状・チラシなどへの記載による周知 ・案内状及びチラシを配布する際は、アイドリングストップについて必ず記載
エコ通勤	自転車、公共交通機関の利用による通勤が可能な職員は、できるだけ自動車通勤を自粛する。 自動車通勤の職員は、月3回以上エコ通勤（徒歩・自転車・公共交通機関・相乗り）を実施する。（通勤距離5 km以内、及びエコ通勤が可能な者）

公用車の導入に関して

公用車の導入：岡崎市グリーン調達方針参照

【購入価格だけでなくLCA的な考え方が必要です。国においては環境配慮契約法で義務化されています。地方公共団体においては努力義務】

例えば、A車 車両価格180万円 燃費12 kmの車両と

B車 車両価格210万円 燃費18 kmの車両では

年10000 km走行 ガソリン代140円/km

A車 車両価格180万円+燃料代116.7万円=296.7万円

B車 車両価格210万円+燃料代77.8万円=287.8万円

このほか、車検代、税金等が必要となります。

更新時期を延長し、低燃費車を購入するなどの全庁的な意思統一が必要です。

LCA (Life Cycle Assessment)

...ライフサイクル評価のことで、製品の製造、使用、廃棄に至るまでの工程（原料採取 製造 流通 使用 リサイクル・廃棄）の全ての段階において発生する様々な環境への負荷について、科学的、定量的、客観的に評価する手法です。その活用により環境負荷の低減を図ることができます。

エコドライブとは

エコドライブを実施することで燃費は約 20%改善すると言われています。CO₂の削減のほか、大気汚染の改善、騒音防止にもつながり、交通事故が減少したとの報告もあります。

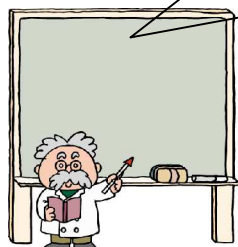
エコドライブによる削減額（約 1000 万円の削減）

ガソリン $350 \text{kl} \times 0.1 \times 140 \text{円/l} = 490 \text{万円}$

軽油 $420 \text{kl} \times 0.1 \times 120 \text{円/l} = 504 \text{万円}$

（全職員がエコドライブを実施し、燃費が 10%向上した場合）

ふんわりアクセル e スタート	やさしい発進を心がけよう 最初の 5 秒で時速 20km が目安	11%改善
加減速の少ない運転	車間距離は余裕を持って、交通状況に応じた低速走行をする。ムラのある運転をすると...	市街地 2%悪化 郊外 6%悪化
早めのアクセルオフ	停止位置がわかったら、早めにアクセルから足を離し、エンジンブレーキで減速	2%改善
エアコンの使用を控え目に	気象条件に応じて、温度・風量を調節 外気温 25 でエアコンを使用すると...	12%悪化
アイドリングストップ	無用なアイドリングはやめる。 10 分間のアイドリングストップで	130cc 節約
暖気運転は適切に	現在販売されているガソリン自動車は暖気不要。5 分間の暖気で	160cc 浪費
道路交通情報の活用	出掛ける前に計画・準備をして最適な経路で。 1 時間のドライブで 10 分余計に走行	14%悪化
タイヤの空気圧をチェック	タイヤの空気圧を適正に保つ。空気圧が適正よりも 50kPa 不足すると...	市街地 2%悪化 郊外 4%悪化
不要な荷物は積まずに	不要な荷物は積まないように発進前に確認 100kg の荷物を積んで走行すると...	3%悪化
駐車場所に注意	渋滞などをまねくことから違法駐車はしない。平均時速が 40km から 20km になると...	31%悪化



(2) 省資源の推進
 庁舎等における節水の推進

水は限りある資源であるとともに、その給水にあたっては大量のエネルギーを要します。二酸化炭素削減のためにも節水を図ります。

水量を出しすぎない、流しっぱなしにしない。
 トイレの二度流しをしない。
 洗い物は「ため水」を使用する。
 洗車時の垂れ流しを避ける。
 漏水点検を徹底する。
 節水コマを取付ける。
 水道水圧を低めにする。

用紙類等の使用量の削減

紙類の使用の削減は、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全、廃棄物の削減などの観点から重要な取り組みです。本市では大量のコピー用紙が使用されており、購入費、使用済み用紙の処理に多額の費用を要されています。コピー用紙等の使用枚数を削減することが急務です。

用紙類使用量の削減	<p>原則として両面印刷(コピー・印刷)する。 会議等でのプロジェクター及びOA機器の利用を促進し、ペーパーレス化に努める。 会議資料等は内容を要領よくまとめる。 資料の用紙サイズの統一による両面印刷。 文書ファイルの共有化を進め個人の文書ファイルを抑制。 供覧・回覧で済む文書はコピーや配布をしない。 電子メールの活用、共用文書・資料の電子情報化などにより事務のペーパーレス化。 配布資料の作成の際には、事前に必要部数を把握。 パソコンにより文書を作成し、印刷する場合は、印刷プレビューを利用し、ミスプリントを防ぐ。 内部資料などはミスコピーなどの裏面を利用する(公文書においては開示請求があった場合などを十分考慮し使用する。)</p> <p style="text-align: center;">個人情報等の漏洩には十分注意</p> <p>印刷物の発行についてはホームページの活用などにより、発注部数を見直し、必要最小限の部数とする。 印刷物や刊行物の種類や発行数量、ページ数等を十分に検討し、印刷物の総量減少を図る。 市民等に配布する印刷物については、その目的を果たすまで捨てられることがないように、工夫を凝らす。</p>
封筒使用量の削減	<p>持ち帰り封筒の省略。 使用済み封筒の再利用。</p>

(3) 環境に配慮した物品等の購入 (グリーン購入)
再生紙など再生品の活用

廃棄物から再生した再生材料を使用した再生品を活用することは、廃棄物の削減になるとともに、資源の節約や製造エネルギーの削減につながります。そのため、紙やプラスチックなどそれぞれの材料で再生材をできるだけ多く使用している製品の活用が重要です。

再生紙の使用 拡大	用紙類は、環境ラベリング事業の対象となっている製品やこれと同等の再生紙とする。 外注による印刷物、委託先の報告書に使用する紙は、環境ラベリング事業の対象となっている製品やこれと同等の再生紙とし、可能であれば、白色度のより低い用紙を選択する。 (岡崎市グリーン購入調達方針を参照とする) 環境に配慮した用紙を使用していることを周知する。(「古紙パルプ配合 白色度70%再生紙使用」など)
再生品の使用	物品等は可能な限り、エコマーク製品等グリーン購入法に適合した環境にやさしい製品を購入する。 調達したグリーン購入物品等は、その機能、効果が生かせるよう適正使用、長期使用に努め、廃棄にあたっては分別廃棄等に留意し、期待される環境負荷の低減が確実に実施されるように努める。 調達時は、必要最小限とし、また、共用できるものは共用とし、購入量を減らすこと。 過剰包装や使い捨て製品の購入を控え、簡易包装や詰め替え可能な製品を選択する。
その他の取組み	環境配慮契約法が施行されていることから、市においても法に基づく「環境に配慮した契約」の導入を検討する。

(4) 廃棄物の減量とリサイクルの促進
廃棄物の減量とリサイクルの促進

廃棄物の減量は、廃棄物処理に伴い生じる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減につながります。廃棄物の排出抑制に努め、庁舎等から排出される廃棄物の量を削減します。また、やむを得ず廃棄する場合は、分別を徹底し、リサイクル率の向上に努めます。

廃棄物の減量	昼食時には箸を持参する。 水筒を持参する。 使い捨て容器を使用している品物は注文しない。 紙コップ等使い捨て製品の使用を抑制する。 ファイル類など使えるものは廃棄せず再使用する。 過剰包装された商品は購入しない。 物品発注時に、過剰包装にならないように仕様書に明記する。 ノーレジ袋、ノー包装などのエコグリーン行動 (エコシール制度) の推進。
備品等の有効活用	備品類、その他事務用消耗品類は修理・補修を心掛け、長期間繰り返し使用する。

	<p>ガレーンの掲示板などを活用し、不用となった物品は、他部局での再利用に心掛ける。</p>
リサイクルの推進	<p>容器・包装材料・用紙類の再利用やリサイクルの推進。 分別廃棄が容易など、リサイクルしやすい製品を優先的に選択する。 物品等の購入：岡崎市グリーン調達方針参照 備品類等、廃棄物が適正に処理されるよう排出者として必要な措置を講ずる。 (テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機の家電品 [家電リサイクル法]、自動車のエアコン、業務用エアコン、業務用保冷庫などフロン類の充填された機器 [フロン回収破壊法]、パソコン [資源有効利用促進法] は、処理費用を負担し、処理を許可された業者に確実に引き渡す) 市民の利用が多い施設などに分別リサイクル箱を設置する。 食べ残し、食品残さなどの有機物質については、コンポスト化等に努める。</p>

有害物質等の適正処理

フロン類等は二酸化炭素の 140 ~ 11700 倍の温室効果があるため、少量でも地球温暖化につながります。その取扱いには十分に注意を払います。

施設の維持管理の際に配慮すること

有害物質を取り扱う施設は、排出ガスや排水の処理を確実に行う。

有害物質の取扱いには、保管・処理記録を作成する。

有害物質を取り扱う施設は、応急体制の整備をする。

設備・備品等の廃棄の際に環境に配慮すること

廃棄されるエアコン・冷蔵庫・公用車等に内蔵されるフロン等の回収を適切に行う。

(5) その他の推進

市の事務事業は広範囲に渡ります。庁舎内だけでなく様々な場面に応じて、環境配慮を推進することが必要です

環境に配慮したイベント	<p>イベント、大会、講演会、シンポジウム等の開催時は、「イベント開催に当たっての環境配慮指針」に基づいて、環境配慮を推進する。</p>
環境教育・環境学習の推進	<p>幼児期から環境意識を高めるような方策を検討する。 学校への出前講座など地球温暖化問題に対する意識啓発のための環境教育を実施する。</p>
その他の取組み	<p>笑気ガスを適正に利用・管理する。 市内農産物の利用など地産地消を推進する。</p>

2 公共工事等にあたっての環境配慮

(1) 環境配慮型工事の施工

公共工事は一般事務と比べ、環境に及ぼす影響が大きく、また、様々な影響を及ぼす可能性があることから環境への配慮を適切に行うことが必要です。

公共工事等は、岡崎市グリーン調達方針に基づき環境に配慮した資材及び工法を選定するなど、構想・計画段階から省資源、省エネルギー対策や工法・資材の選択などの環境配慮に努めます。

省エネルギー等の推進

省エネ法が施行されたことに伴い、年1%以上の削減を目指します。職員の意識や機器の使用方法だけでは温室効果ガスの削減には限界がありません。市の施設等の整備にあたっては、建設・管理・改修・解体といった LCM（ライフサイクルマネジメント）の考え方を踏まえ、構想・計画段階から省資源、省エネルギー対策や工法・資材の選択などの環境配慮に努めます。イニシャルコストだけでなく、ランニングコストについても十分に検討します。

省エネルギーの推進（全般）	<p>岡崎市事業別環境配慮指針に基づく計画及び設計。</p> <p>省エネ法に基づき、原単位当たり毎年1%削減を順守するため、中長期計画を策定し、計画的な省エネ改善を進める。</p> <p>財団法人省エネルギーセンター等の外部の専門機関による省エネルギー診断を受診し、得られた改善提案の実施に努める。</p>
省エネルギーの推進（建物・設備等）	<p>屋根、外壁、床の断熱材導入、窓ガラスの二重化など窓等開口部や室内の気密化による断熱化を行い、エネルギーの消費量を抑えるための設計・施工を行なう。</p> <p>施設の新築・改築にあたっては、自然光の活用や自然換気を有効利用する設計・施工を行なう。また、照明の配置、連結についても十分に検討する。</p> <p>LEDなどの低消費電力及びセンサー式照明器具の導入を積極的に図る。</p> <p>空調設備については、その施設の特性に応じた適切な高効率の設備を選定し、導入する。</p> <p>建物内の温度差を少なくする、未使用の部屋の空調を止めることができる機能など、効率的な空調システム化。</p> <p>蓄熱式ヒートポンプシステム（深夜電力利用冷暖房）を導入するなど電力平準化設備の採用。</p> <p>空調、ポンプ、ボイラーやポンプ等機器を更新する際には、省エネルギー型を導入する。また、運転管理手順を見直し、省エネルギー化に向けた改善を行なう。</p> <p>施設の機能変化に対応できるような建物の設計。</p> <p>汚水処理施設、ばい煙処理施設など、環境への負荷が少ないものを導入。</p> <p>機器の省エネ化について十分な情報収集を行いグリーン購入法適合又はエコマーク等の環境ラベルが付いた省エネルギー型機器を導入。</p> <p>エネルギー供給設備には、エネルギー消費のより少ない機器を導入。</p>
省エネルギーの推進（周辺）	<p>屋上及び壁面の緑化、周辺緑化を行なう。</p> <p>安全で快適な歩行者空間や自転車道を確保し、自転車駐輪場の整備を図る。</p>
新エネルギーの導入推進	<p>太陽光発電、太陽熱利用、風力など自然エネルギーの活用。</p> <p>大規模な施設においては、廃熱利用やコージェネレーション（熱・電併</p>

	給システム)の導入。
耐久性を向上した構造物	長寿命化コンクリート・舗装を採用する。 ライフサイクルコスト低減技術を採用し、施設の耐久性の向上に努めるとともに、長期間使用できるよう、維持補修にも考慮した計画及び設計に努める。

水の有効利用の推進

省エネルギーと同様、水の有効利用に関しても施設整備が重要です。構想、計画段階から水利用の合理化について検討することとします。

雨水利用設備を導入する。
雑用水等の再利用設備を採用する。
節水型トイレなど、節水型施設の導入を促進する。
トイレに流水音発生装置を設置することを検討する。
給水装置の末端に感知式の洗浄弁や自動水栓、節水こまなど節水に有効な器具の導入。
透水性舗装等、雨水浸透施設の設置を図る。

環境負荷の少ない工事の実施

工事の施工時においても様々な環境への影響があります。そのために、十分な対策、環境への配慮が必要となります。

環境配慮型施工方法を採用する。
建設副産物について、建設廃棄物の発生の抑制、建設副産物のリサイクル促進、建設廃棄物の適正処理を図る。
廃棄物の保管、排出時には、廃棄物処理法を順守し、適正処理を徹底する。特にマニユフェスト（産業廃棄物処理票）の管理等を徹底する。
環境負荷の小さい建設材の使用を促進する。
熱帯材型枠の使用を抑制する。
環境監視及び測定に関する報告を行なう。
工事中の交通渋滞緩和及び安全対策の推進を図る。
【市の建設工事に係る環境配慮手順書参照】

敷地内及びその周辺の自然環境の保全

公共工事においては、開発行為等を伴うことがあり、施設そのものの環境配慮だけでなく、周辺の環境の保全が温暖化対策としても、ヒートアイランド対策としても重要です。自然環境の保全、回復、創出、緑化や緑地の整備、水辺環境の保全等に努めます。

既存緑地の保全。
敷地境界には植栽をする。
在来植生に配慮した緑化。
自然的要素の多い空間の創造。
既存の表土の活用。
小学校、保育園の運動場などの芝生化を検討する。
駐車場の浸透性舗装、駐車区画における一部芝生化などを検討する。

3 職員の環境配慮

(1) 職員の環境保全意識の向上及び行動の推進

地球温暖化対策は事務室における省エネルギーの活動を進めるとともに、職員が個人としても環境保全行動等を推進する必要があります。そのため、環境に配慮しながら事務・事業を推進することはもちろんのこと、市民・事業者の環境配慮行動が推進されるよう職員が率先して取り組むことが期待されています。

職員に対する啓発	地球温暖化、省エネについて職員が情報を共有できるように定期的に情報を提供する。 環境研修を計画的に実施する。 職員研修で環境問題を取り扱う。 各種行事について、使用する印刷物や啓発材料をはじめ、行事全体が環境に配慮した内容となるように努める。 庁舎等の各施設における環境保全のための取り組みを積極的に広報し、環境保全意識の高揚を図る。 環境保全の取り組みを積極的に進め、その経験を情報発信する。 本計画の職員への積極的な参加を奨励する仕組みづくりを進める。
環境保全活動等への職員の積極的参加	自動車通勤の職員は全庁的に設定するエコ通勤に積極的に参加するとともに、徒歩、自転車、公共交通機関への転換を検討する。 また、市は職員がエコ通勤をしやすい環境の整備を行う。 環境に関するシンポジウム、研修会へ積極的に参加する。 地域の環境保全活動等に積極的に参加する。 各家庭においても、環境保全の取り組みを推進する。 積極的に職場環境の改善を提案する。 市関連施設周辺環境美化に取り組む。

4 各課事務事業における温暖化対策の推進

各課の事業においては、直接、間接を問わずエネルギーの使用、温室効果ガスの排出に係る業務が多く存在します。地球温暖化対策実行計画（区域施策編）においても、施策の実行は多くの部署、多方面に渡っています。一方では、地球温暖化の進行は、生活環境へ深刻な影響を及ぼし、農業、保健医療、防災など市の事業へ大きな影響を与えます。この影響は対策に係る費用の何倍もの費用が必要とも言われており、また、事業そのものを見直す必要にも迫られることが予測されます。地球温暖化防止は各部署の事業を考えるうえでも重要な問題であり、それぞれの視点において地球温暖化対策を考える必要があります。従って、各課等において、地球温暖化に関する負荷、または効果を把握し、目標及び計画を設定し、実施します。（2010年度まではISO14001として取り組んできましたが、温暖化対策に特化し、取り組むものです。）

（1）各課の取組み

各課の事務、及び業務、または所属職員の行動などにより、地球温暖化防止が図られるものを抽出し、各課で1つ以上に取り組むものとします。

対象とするもの

ア CO₂の発生など温室効果ガスの排出につながる事務等に関し、市役所で使用するエネルギー等を削減することにより、温室効果ガスの削減を図れるもの

【例】 施設の改修に際し、省エネ化することで、CO₂の排出を削減する。
業務改善により、コピー用紙、コピー使用頻度の減少となる。
緑のカーテンの実施により、エアコンの利用が抑制される。
所属職員のエコ通勤の徹底。

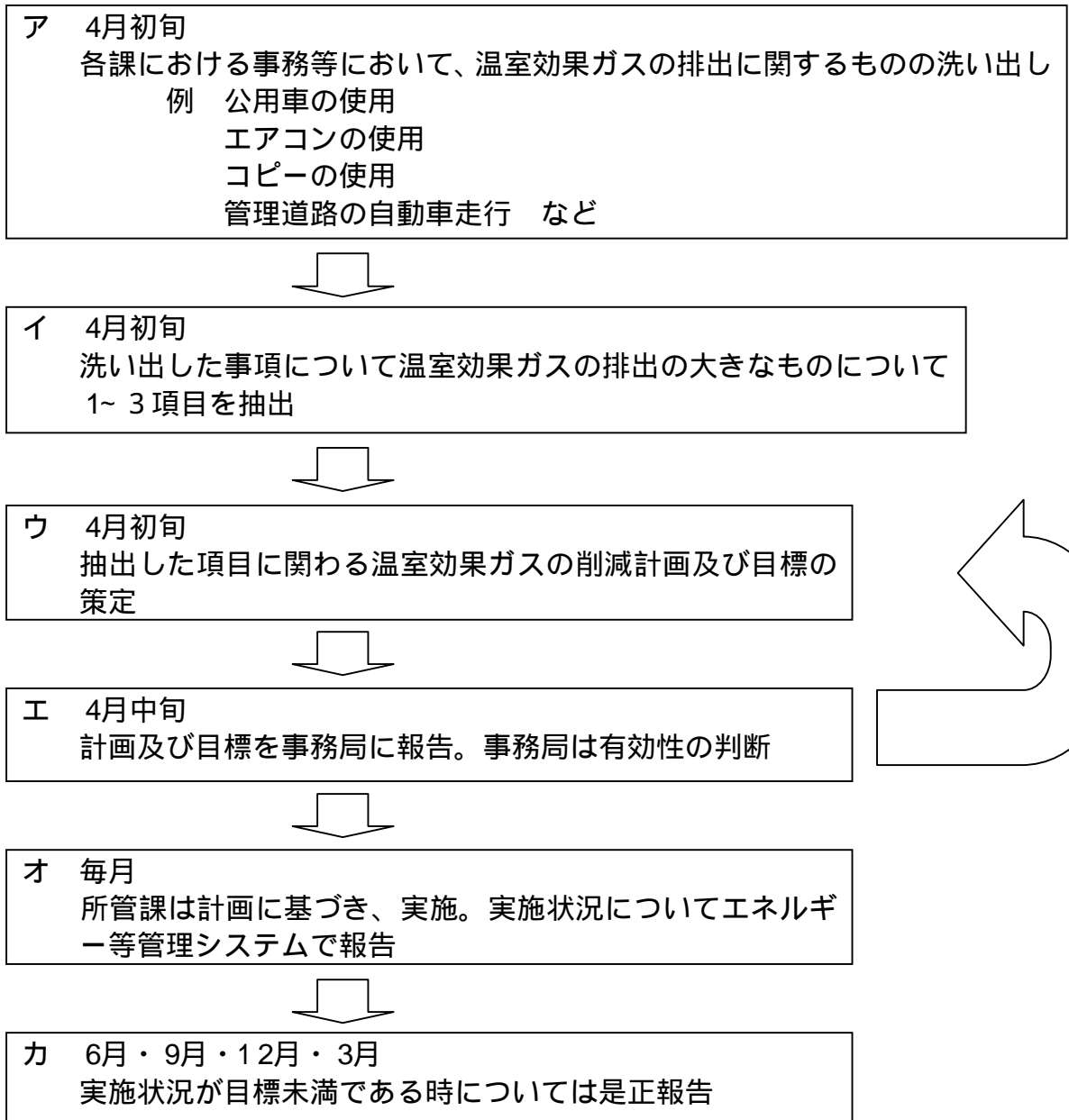
イ 市の事業により、市民等が使用するエネルギー等を削減することにつながり、温室効果ガスの削減を図れるもの（基本的には温暖化対策推進計画（区域施策編）で取り組む）

【例】 歩道の改修により、自転車利用の促進が図られる。
制度の改革により、市民が市役所まで来庁しなくとも、市民サービスなどが受けられる。
地産地消の啓発、ごみ分別の啓発などにより、市民の意識、行動の変化により、結果としてCO₂の発生抑制を図ることができる。 など

ウ CO₂の吸収を増加させるもの

【例】 敷地内の緑化の推進。
森林整備などによる吸収源の健全化。

目標の立て方、進行管理の方法



5 環境法令の順守

エネルギーの使用や温室効果ガスの排出に関連して、国や県が定めた法律や条例があります。これらにより、エネルギーを多量に使用する者や温室効果ガスを多量に排出する者には、削減を目指す上での計画策定や取組結果の報告等の義務が課せられています。

本市においても、これらの法令が適用されます。各課等は法令内容をしっかり把握し、法令の要求事項を適切に実施します。

法規制等	対象となる事項	適用物等	対象課	対応事項
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	地方公共団体実行計画	地方公共団体の事務及び事業から排出される温室効果ガス 地方公共団体の区域から排出される温室効果ガス	環境総務課	実行計画策定 実行計画公表 措置及び温室効果ガスの排出量公表
	温室効果ガスの排出抑制	特定排出者（事業者全体のエネルギー使用量合計が原油換算1500kL以上） エネルギー起源以外の温室効果ガスの排出量が各ガス毎にCO ₂ 換算で3000t/年以上	各課 （報告については環境総務課・教育委員会）	算定・報告
		特定事業所（エネルギー使用量合計が原油換算1500kL以上） エネルギー起源以外の温室効果ガスの排出量が各ガス毎にCO ₂ 換算で3000t/年以上	市民病院 男川浄水場 八帖クリーンセンター 中央クリーンセンター （環境総務課、特定排出者として取りまとめ）	算定・報告
エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	建築物の省エネルギー化	特定事業者（事業者全体のエネルギー使用量合計が原油換算1500kL以上）	各課 （報告については環境総務課・教育委員会）	エネルギー統括管理者・エネルギー企画推進者の選任 定期報告書 中長期計画書
		管理指定工場（事業所のエネルギー使用量合計が原油換算1500kL以上）	市民病院 男川浄水場	エネルギー管理員選任・定期報告書 中長期計画書（定期報告、中長期計画は第1種のみ）
		一定規模の建築物の新築及び増改築	工事実施課 又は所管課	届出書及び定期報告
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出抑制及び適正処理	一般廃棄物	各課	分別の徹底 再資源化の推進
	産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物	所管課	マニフェスト確認 請負契約記載
廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	廃棄物処理能力の確認	特別管理廃棄物 産業廃棄物	所管課	実地調査 確認記録の保管

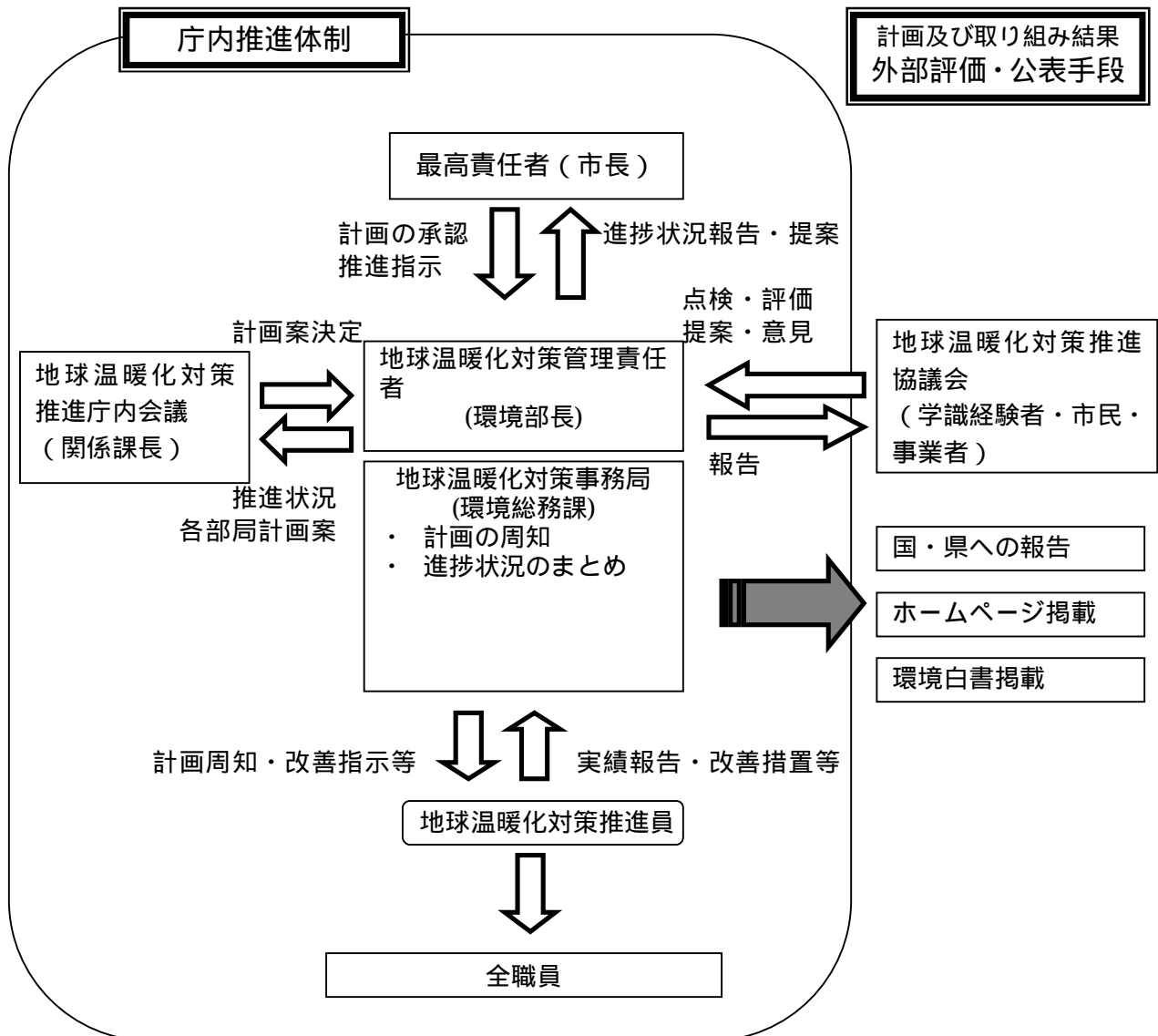
法規制等	対象となる事項	適用物等	対象課	対応事項
資源の有効利用の促進に関する法律	建設副産物再利用	工事における建設副産物	工事実施課	発生土再使用 請負契約記載
	パーソナルコンピュータ	使用済みパソコン	所管課	処理料金支払いによる処理確認書
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律（フロン回収破壊法）	フロン類の回収及び破壊	特定製品（フロン類が充填されている業務用のエアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器（自動販売機を含む））	所管課	回収業者への引渡し確認書類
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	排出抑制と適正排出	特定家電（エアコン・テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）	所管課	家電リサイクル券
使用済み自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）	使用済み自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用	自動車	所管課	リサイクル券 引取証明書受領
国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）	環境物品等の調達の推進に努める	グリーン購入	各課	財務会計システムによる入力
	環境物品等の調達の推進に努める	公共工事におけるグリーン物品使用 再生砕石、再生アスファルト合材	工事実施課	工事実績 請負契約記載
県民の生活環境の保全等に関する条例	自動車の停車時の原動機の停止義務	自動車	自動車使用者	運転日誌
	駐車場設置者等の自動車原動機停止の周知義務	駐車場（500㎡以上）	駐車場設置課	周知の確認
	低公害車の購入	自動車	所管課	低公害車の割合の届出
岡崎市生活環境保全条例	緑化の推進	管理する土地	所管課	緑化の推進
	自動車の停車時の原動機の停止義務	自動車	自動車使用者	運転日誌
	駐車場設置者等の自動車原動機停止の周知義務	駐車場（500㎡以上）	駐車場設置課	周知の確認

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進するために、計画の実施状況を点検・公表するPDC Aサイクルを計画推進の仕組みとして進行管理を行い、目標達成に向けた全庁的な取り組みの徹底を図ります。

本計画の推進に当たっては、市長への報告・提案に基づく承認・指示を受け、「温暖化対策管理責任者」が全対象範囲における職員への周知及び指示を行なうものとします。



地球温暖化対策推進庁内会議(関係課長)、地球温暖化対策推進員は省エネルギー法に対応する部署、職員との整合性を十分に考慮したものとします。

名称	役割
最高責任者（市長）	当該年度における実績報告及び取り組み方針・内容の承認・指示
地球温暖化対策推進協議会	地球温暖化対策（区域施策編）の推進状況の検証とともに、事務事業編の進捗状況の検証を行い、助言、提案、意見の提出等を行なう。
地球温暖化対策推進庁内会議	地球温暖化対策管理責任者から提出された計画案の検討、推進状況について検討し、計画案の決定等を行なう。
地球温暖化対策管理責任者	各部局が提出する前年度の実績、また、各部局が新たに作成する新年度の目標と実施計画案を取りまとめて市全体の案とし、地球温暖化対策推進庁内会議へ提出し、協議を経た後、結果を市長に報告する。
地球温暖化対策事務局	温暖化対策管理責任者を補助し、計画の妥当性を確認した上で、温暖化対策管理責任者へ事務局案として提出。なお、市全体で取り組むべき計画に関しては、各課等の計画とは別に計画を策定し、事務局案として含むことができる。また、各課等の地球温暖化対策推進員に計画の周知、進捗状況に応じた対応の指示などを行なう。地球温暖化対策推進庁内会議及び地球温暖化対策推進協議会の事務局を担う。
地球温暖化対策推進員	課等の事務事業の中から、温室効果ガス排出等環境に影響を及ぼす事業工程を抽出し、影響の大きなものについて取り上げ、改善目標と実施計画を策定する。また、実施段階において、教育・訓練を通じて実施計画に基づく実施を、職員に徹底するとともに、計画に対する実施状況を随時監視し、SLIMOFFICE などを利用し、実績を温暖化対策管理責任者に報告する。
全職員	目標や実施計画を十分に理解し、事務事業等を行なうにあたり計画に定められた取り組みを実施する。

2 職員に対する研修及び情報提供

(1) 研修

計画の推進にあたっては、職員一人ひとりが地球温暖化を正しく理解し、地球温暖化を防止する担い手として意識を持ち、行動することが重要です。

ア 職員に対する研修

各課等において、地球温暖化対策推進員は所属職員に対し、本計画の内容、点検・評価の結果及び目標の達成状況について周知徹底をするとともに、これらの内容を自覚し、一人ひとりが計画の実行を推進することが可能とするための教育と訓練を行います。

イ 内部の委託業者

市役所庁舎内及び公所内において業務を委託した事業者等に対しては、協力依頼をします。また、庁舎及び公所等を使用する市民に対しても必要な協力を依頼します。

(2) 情報提供

事務局は、本計画及び点検・評価結果並びに目標の達成状況、地球温暖化対策に関し、庁内 LAN により情報提供します。なお、パソコン未配備の者へは所属長より印刷物等により行います。

3 監視・点検及び評価

地球温暖化対策推進員はエネルギー等管理システム（SLIMOFFICE）により、エネルギーの使用状況、各課事務における温暖化対策の取組みなど取組状況を各課等の長の承認のもと、毎月事務局に報告します。また、目標値、前年度及び前月実績などを考慮し、取組状況を評価し、問題がある場合は原因、改善策を併せて報告します。

事務局は、毎月各課等からの報告を確認し、全体としての進捗状況を確認し、計画が適切に実施されているかどうかを監視、評価し、改善指導など必要な措置を講じます。

なお、運転保守管理業務を委託して行なう施設においては、委託先業者が行なう業務も監視、指導の対象です。

4 公表

温対法第21条第4項の規定に基づき、次のとおり公表するものとします。

公表内容

- ア 実行計画【概要】（基準年度における温室効果ガス総排出量を含む）
- イ 各年度の温室効果ガス総排出量の状況と削減目標の達成状況

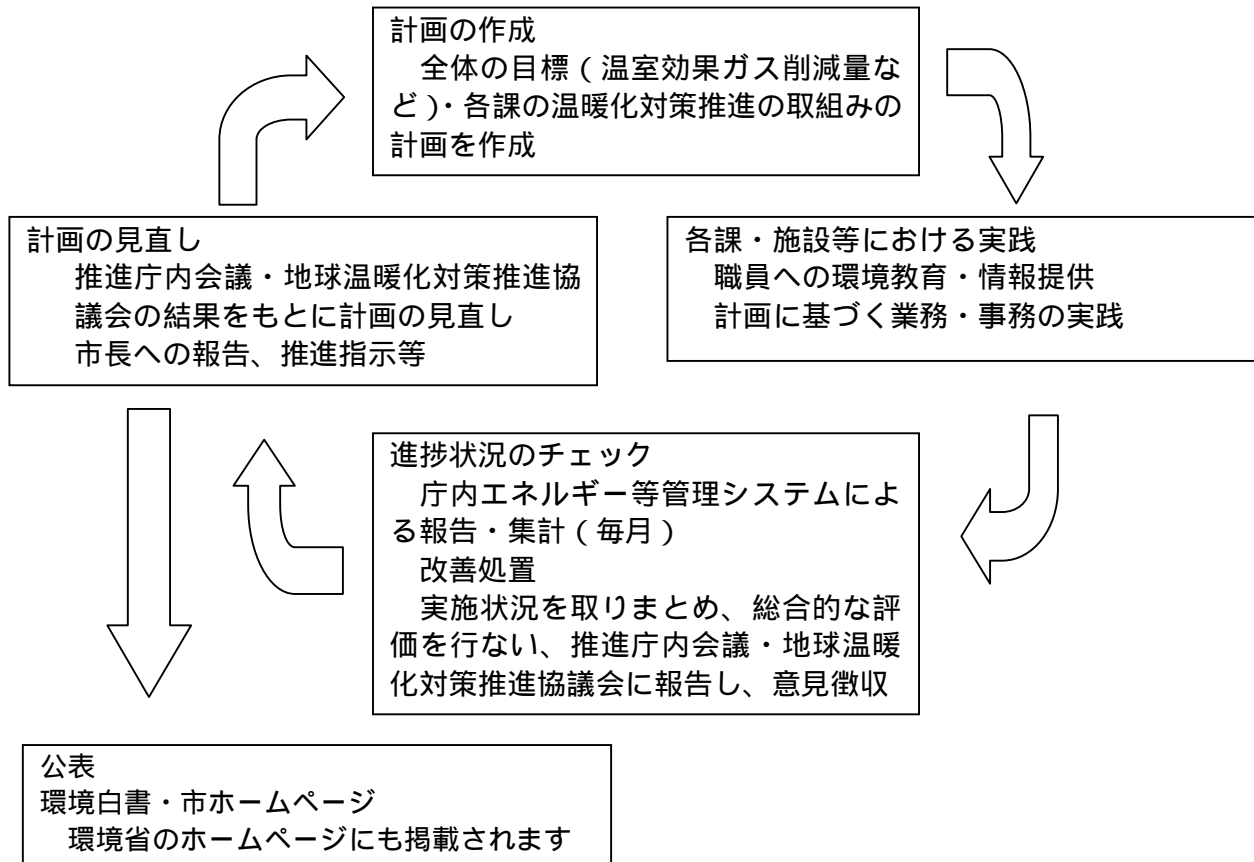
公表方法

- ア 環境白書
- イ 市ホームページ

5 計画の見直し

当該年度の温室効果ガス総排出量の目標達成状況等の評価及び改善策の検討は、地球温暖化対策推進庁内会議で審議し、地球温暖化対策管理責任者の承認を経て市長に報告します。市長が計画の見直しが必要と認めた時は、地球温暖化対策管理責任者へ指示します。

計画、実施、点検・評価、公表、見直しの流れ



資料 1

温室効果ガスの種類 (法第 2 条第 3 項)

- 1 二酸化炭素
- 2 メタン
- 3 一酸化二窒素
- 4 ハイドロフルオロカーボン (内訳：施行令第 1 条)
- 5 パーフルオロカーボン (内訳：施行令第 2 条)
- 6 六ふっ化硫黄

地球温暖化係数 (施行令第 4 条)

	種 類	係 数
1	二酸化炭素	1
2	メタン	21
3	一酸化二窒素	310
4	トリフルオロメタン (別名：HFC- 23)	11,700
5	ジフルオロメタン (別名：HFC- 32)	650
6	フルオロメタン (別名：HFC- 41)	150
7	1・1・1・2・2 - ペンタフルオロエタン (別名：HFC- 125)	2,800
8	1・1・2・2 - テトラフルオロエタン (別名：HFC- 134)	1,000
9	1・1・1・2 - テトラフルオロエタン (別名：HFC- 134a)	1,300
10	1・1・2 - トリフルオロエタン (別名：HFC- 143)	300
11	1・1・1 - トリフルオロエタン (別名：HFC- 143a)	3,800
12	1・1 - ジフルオロエタン (別名：HFC- 152a)	140
13	1・1・1・2・3・3・3 - ヘプタフルオロプロパン (別名：HFC- 227ea)	2,900
14	1・1・1・3・3・3 - ヘキサフルオロプロパン (別名：HFC- 236fa)	6,300
15	1・1・2・2・3 - ペンタフルオロプロパン (別名：HFC- 245ca)	560
16	1・1・1・2・3・4・4・5・5・5 - デカフルオロペンタン (別名：HFC- 43 10mee)	1,300
17	パーフルオロメタン (別名：PFC- 14)	6,500
18	パーフルオロエタン (別名：PFC- 116)	9,200
19	パーフルオロプロパン (別名：PFC- 218)	7,000
20	パーフルオロブタン (別名：PFC- 31 - 10)	7,000
21	パーフルオロシクロブタン (別名：PFC- c318)	8,700
22	パーフルオロペンタン (別名：PFC- 41 - 12)	7,500
23	パーフルオロヘキサン (別名：PFC- 51 - 14)	7,400
24	六ふっ化硫黄	23,900

資料 2

温室効果ガス排出量の算定方法 (施行令第 3 条第 1 項)

総排出量 (kg - CO₂) = 温室効果ガスの種類ごとの排出量計 × 地球温暖化係数

都市ガスの発熱量は、種類(13A, 12A, P-13Aなど)や用途によって差があるため、全国平均値としている。

1 二酸化炭素【CO₂】(施行令第 3 条第 1 項第 1 号)

イ 燃料の燃焼に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{燃料使用量}} \times \boxed{\text{発熱量}} \times \boxed{\text{排出係数}} \times \boxed{44 / 12} = \boxed{\text{kg - CO}_2}$
種類ごとに算定した後に合計

別表第 1

	種類	単位	発熱量 (MJ / 単位)	排出係数 (kg - C / MJ)	
1	一般炭	kg	26.6	0.0247	
2	ガソリン	L	34.6	0.0183	
3	ジェット燃料油		36.7	0.0183	
4	灯油		36.7	0.0185	
5	軽油		38.2	0.0187	
6	A 重油		39.1	0.0189	
7	B 重油又は C 重油		41.7	0.0195	
8	液化石油ガス(LPG)		m ³ (kg)	100.4 (50.2)	0.0163
9	液化天然ガス(LNG)	kg	54.5	0.0135	
10	都市ガス	m ³	39.7 (41.1)	0.0138	

液化石油ガス(LPG)

- ・ 施行令ではkgあたりの発熱量として下段()が示されているが、請求書記載の単位に合わせ、m³あたりの発熱量である上段の数値とする

都市ガス

- ・ 施行令ではN m³あたりの発熱量として下段()が示されているが、常温時の発熱量である上段の数値とする
- ・ CNG 自動車の圧縮天然ガス充填量を含む

ロ 電気の使用に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{電力使用量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - CO}_2}$

	種類	単位	排出係数 (kg - CO ₂ / kWh)	
1	他人から供給された電気	KWh	0.474 (0.555)	

排出係数は、契約している電力供給事業者の公表値(下段()は施行令で示されている数値)
排出係数は、計画期間中固定とする。(第二期は 0.452)

電気使用量について定額契約のものについては次のとおり扱う
 設備電気容量 (wh) × 設置箇所 × 使用時間 × 日数 ÷ 1000

設備電気容量

防犯灯について下図のとおりとする

	第3期計画 (H18~22)	第2期計画 (H18~22)
蛍光灯	20w	40w
LED	10w	10w
水銀灯	250w	200w
ナトリウム等	110w	110w

使用時間

防犯灯については14時間/日とする

八 熱の使用に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{熱使用量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - CO}_2}$

	種類	単位	排出係数 (kg - CO ₂ / MJ)
1	他人から供給された熱	MJ	0.057

二 一般廃棄物の焼却に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{廃棄量}} \times \boxed{\text{排出係数}} \times \boxed{44 / 12} = \boxed{\text{kg - CO}_2}$

	種類	単位	排出係数 (kg - C / t)
1	廃プラスチック類	t	735

次の方法により算定するものとする

$\boxed{\text{廃プラスチック類焼却量[乾重]}(t)} = \boxed{\text{ごみ焼却量[湿重]}(t)} \times \boxed{\text{廃プラ類比率[湿重ベース]}(\%)}$ × $\boxed{(100\% - \text{廃プラ水分含有率})}$

廃プラ水分含有率...廃プラスチック類の水分率が不明なため、実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(環境省地球環境局発行)に基づき20%とする。

廃プラスチック類焼却量[乾重] (t) = (1) + (2) + (3) + (4)

(1)

$\boxed{\text{八帖クリーンセンター収集搬入量}(t)} \times \boxed{\text{岡崎市幸田町搬入比率}(\%)}$ × $\boxed{\text{八帖クリーンセンターピット内分析結果平均}(\%)}$ × $\boxed{80\%}$
 (焼却量(搬入分)より) (可燃ごみ内訳より) (ビニール・合成樹脂類・ゴム・皮革類の合計(%)) (100% - 20%)
 (破碎残さを除く)

(2)

$\boxed{\text{中央クリーンセンター収集搬入量}(t)} \times \boxed{\text{岡崎市幸田町搬入比率}(\%)}$ × $\boxed{\text{中央クリーンセンターピット内分析結果平均}(\%)}$ × $\boxed{80\%}$
 (焼却量(搬入分)より) (可燃ごみ内訳より) (ビニール・合成樹脂類・ゴム・皮革類の合計(%)) (100% - 20%)
 (破碎残さを除く)

(3)

$$\left[\begin{array}{l} \text{八帖クリーンセンター} \\ \text{破碎残さ(t)} \\ \text{(焼却量(搬入分)より)} \\ \text{(収集搬入量を除く)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{岡崎市 幸田町} \\ \text{搬入比率(\%)} \\ \text{【岡崎市分】} \\ \text{(不燃ごみ内訳より)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{八帖クリーンセンター} \\ \text{ピット内分析結果平均(\%)} \\ \text{(ビニール・合成樹脂類・} \\ \text{ゴム・皮革類の合計(\%))} \end{array} \right]$$

(4)

$$\left[\begin{array}{l} \text{中央クリーンセンター} \\ \text{破碎残さ(t)} \\ \text{(焼却量(搬入分)より)} \\ \text{(収集搬入量を除く)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{岡崎市 幸田町} \\ \text{搬入比率(\%)} \\ \text{【岡崎市分】} \\ \text{(不燃ごみ内訳より)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{中央クリーンセンター} \\ \text{ピット内分析結果平均(\%)} \\ \text{(ビニール・合成樹脂類・} \\ \text{ゴム・皮革類の合計(\%))} \end{array} \right]$$

新一般廃棄物中間処理施設が稼働後は、中央クリーンセンターを新一般廃棄物中間処理施設に読み替えるものとする。

ホ 産業廃棄物の焼却に伴う排出

$$\text{算定方法：} \left[\text{廃棄量} \right] \times \left[\text{排出係数} \right] \times \left[\frac{44}{12} \right] = \left[\text{kg - CO}_2 \right]$$

種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数 (kg - C / t)	
1	廃油	t	796	(植物性及び動物性を除く)
2	廃プラスチック類		697	

本市においては、産業廃棄物である廃油及び廃プラスチック類の焼却は該当しない

へ イ～ホのほか、人の活動に伴って発生する二酸化炭素(動植物に由来するものを除く) 実測その他適切な方法により得られるもの

2 メタン【CH₄】(施行令第3条第1項第2号)

イ ボイラーにおける燃料の使用に伴う排出

$$\text{算定方法：} \boxed{\text{燃料使用量}} \times \boxed{\text{発熱量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$$

種類ごとに算定した後に合計

別表第2

	種類	単位	発熱量 (GJ / kg)	排出係数 (kg - CH ₄ / GJ)	
1	木材	kg	0.0144	0.074	
2	木炭		0.0305	0.074	

木材や木炭を使用した際の不完全燃焼に伴う排出量を算定するもの
石油、ガスなどの化石燃料は算定の対象外とし、ボイラーの形式は問わない

ロ ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴う排出

$$\text{算定方法：} \boxed{\text{燃料使用量}} \times \boxed{\text{発熱量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$$

種類ごとに算定した後に合計

別表第3

	種類	単位	発熱量 (GJ / 単位)	排出係数 (kg - CH ₄ / GJ)	
1	液化石油ガス(LPG)	m ³ (kg)	0.1004 (0.0502)	0.054	航空機、自動車、船舶を除く
2	都市ガス	m ³	0.0397 (0.0411)	0.054	

液化石油ガス(LPG)

・施行令ではkgあたりの発熱量として下段()が示されているが、請求書記載の単位に合わせ、m³あたりの発熱量である上段の数値とする

都市ガス

・施行令ではN m³あたりの発熱量として下段()が示されているが、常温時の発熱量である上段の数値とする

非常用発電機、コージェネレーションシステム等の可搬式ではない内燃機関、ガスエンジンを動力とする空調設備を対象とする

ハ 家庭用機器における燃料の使用に伴う排出

$$\text{算定方法：} \boxed{\text{燃料使用量}} \times \boxed{\text{発熱量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$$

種類ごとに算定した後に合計

別表第4

	種類	単位	発熱量 (GJ / 単位)	排出係数 (kg - CH ₄ / GJ)	
1	灯油	ℓ	0.0367	0.0095	こんろ・湯沸器・ストーブ・その他の一般消費者が通常使用する機械器具
2	液化石油ガス(LPG)	m ³ (kg)	0.1004 (0.0502)	0.0045	
3	都市ガス	m ³	0.0397 (0.0411)	0.0045	

液化石油ガス(LPG)

・施行令ではkgあたりの発熱量として下段()が示されているが、請求書記載の単位に合わせ、m³あたりの発熱量である上段の数値とする

都市ガス

・施行令ではN m³あたりの発熱量として下段()が示されているが、常温時の発熱量である上段の数値とする

こんろ、湯沸器、ストーブ等の家庭用機器、家庭用コンロ、瞬間湯沸器、ファンヒーター等を対象とし、ボイラー等による給湯、空調システム、熱源に電気を使用するものを除く

二 自動車の走行に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{走行距離}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$
種類ごとに算定した後に合計

(1) 燃料：ガソリン・LPG

	種類	単位	排出係数(kg - CH ₄ / km)
1	乗用自動車(ナンバ - 3・5・7)	km	0.000010

(2)～(7) 燃料：ガソリン

	種類	単位	排出係数(kg - CH ₄ / km)
1	乗合自動車(ナンバ - 2)	km	0.000035
2	軽乗用自動車(ナンバ - 黄 5)		0.000010
3	普通貨物自動車(ナンバ - 1)		0.000035
4	小型貨物自動車(ナンバ - 4)		0.000015
5	軽貨物自動車(ナンバ - 黄 4)		0.000011
6	特種自動車(ナンバ - 8)		0.000035

(8)～(12) 燃料：軽油

	種類	単位	排出係数(kg - CH ₄ / km)
1	乗用自動車(ナンバ - 3・5・7)	km	0.0000020
2	乗合自動車(ナンバ - 2)		0.000017
3	普通貨物自動車(ナンバ - 1)		0.000015
4	小型貨物自動車(ナンバ - 4)		0.0000076
5	特種自動車(ナンバ - 8)		0.000013

燃料：圧縮天然ガス(CNG)

実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(環境省地球環境局発行)には定められていないが算定に含める(排出係数はガイドライン参照)

	種類	単位	排出係数(kg - CH ₄ / km)
1	小型貨物自動車(ナンバ - 4) 乗用自動車(ナンバ - 3・5・7) 軽貨物自動車(ナンバ - 黄 4) 軽乗用自動車(ナンバ - 黄 5)	km	0.0000084
2	普通貨物自動車(ナンバ - 1)		0.000366
3	特種自動車(ナンバ - 8)		0.000414
4	乗合自動車(ナンバ - 2)		0.001098

ホ 船舶の航行に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{走行距離}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$

種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数(kg - CH ₄ / K _l)	
1	軽油	K _l	0.25	本邦の各港間のみを航行する船舶
2	A重油		0.26	
3	B重油又はC重油		0.28	

ヘ 家畜の反すう等(体内からの排出)に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{平均的头数}} \times \boxed{\text{排出係数}} \times \boxed{\text{比率}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$

種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数 (kg - CH ₄ / 頭・年)	比率 (算定期間 / 1年間)	
1	牛	平均的 頭数	82	1 飼育期間が1年間に満たない場合はその値	
2	馬		18		
3	めん羊		4.1		
4	山羊		4.1		
5	豚		1.1		

ト 家畜のふん尿等の処理に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{平均的头羽数}} \times \boxed{\text{排出係数}} \times \boxed{\text{比率}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$

種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数 (kg - CH ₄ / 頭羽数・年)	比率 (算定期間 / 1年間)	
1	牛	平均的 頭羽数	5.2	1 飼育期間が1年間に満たない場合はその値	
2	馬		2.1		
3	めん羊		0.28		
4	山羊		0.18		
5	豚		0.92		
6	鶏		0.038		

チ 水田からの排出

算定方法： $\boxed{\text{面積}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$

	種類	単位	排出係数(kg - CH ₄ / m ²)	
1	水田の面積	m ²	0.016	稲を栽培するために耕作された水田

リ 放牧地における家畜のふん尿等からの排出

算定方法： $\boxed{\text{平均的头数}} \times \boxed{\text{排出係数}} \times \boxed{\text{比率}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$

	種類	単位	排出係数 (kg - CH ₄ /頭数・年)	比率 (算定期間 / 1年間)	
1	牛	平均的 頭数	1.3	1 飼育期間が1年間に 満たない場合はその値	

ヌ 農業活動に伴う焼却による排出

算定方法： $\boxed{\text{焼却量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$

種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数(kg - CH ₄ /kg)	
1	穀	kg	0.0058	
2	わら		0.0043	

ル 埋立処分に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{廃棄物量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$

種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数(kg - CH ₄ /t)	
1	食物くず	t	143	分解された廃棄物の量
2	紙くず		138	
3	繊維くず		149	
4	木くず		138	

ヲ 下水又はし尿の処理に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{処理量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$

種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数(kg - CH ₄ /m ³)	
1	終末処理場	m ³	0.00088	
2	し尿処理施設		0.049	

ワ 浄化槽によるし尿等の処理に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{処理対象人員}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$

	種類	単位	排出係数 (kg - CH ₄ /人)	比率 (算定期間 / 1年間)	
1	合併処理浄化槽 農業集落排水処理施設	人	0.55	1 使用期間が1年間に 満たない場合はその値	し尿及び雑排水
2	地域污水处理施設		0.20		

算定単位は処理人槽ではなく、原則として当該浄化槽を通常利用している人数とする
地域污水处理施設に係る排出係数は、「算定・報告・公表制度」で示された数値とした。

通常利用している人数について

庁舎	当該庁舎に勤務している職員数
市民等が利用する施設	施設利用者（1日平均）
利用者数が把握できない施設	何らかの方法により1日あたりの平均利用者数が分かればその人数とし、不明な場合は浄化槽の処理人槽(規模)とする
公衆トイレ等	浄化槽の処理人槽(規模)とする

カ 一般廃棄物の焼却に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{焼却量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$
種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数(kg - CH ₄ / t)
1	連続燃焼式焼却施設	t	0.00096
2	准連続燃焼式焼却施設		0.072
3	バッチ燃焼式焼却施設		0.075

し尿処理施設で発生した汚泥の焼却量を含む（統計上の焼却量全量にはし尿汚泥量が含まれている）

焼却量の算定方法

【焼却量(搬入分)】

収集搬入量 八帖クリーンセンター + 中央クリーンセンター	×	岡崎市 幸田町 搬入比率(%) 岡崎市分 (可燃ごみ内訳より)	+	破碎残さ 八帖クリーンセンター + 中央クリーンセンター	×	岡崎市 幸田町 搬入比率(%) 岡崎市分 (不燃ごみ内訳より)
--	---	---	---	---------------------------------------	---	---

ヨ 産業廃棄物の焼却に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{焼却量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - CH}_4}$
種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数(kg - CH ₄ / t)
1	廃油	t	0.00056
2	汚泥		0.0097

「下水汚泥」のみ算定対象とするが、統計上の焼却量全量には「下水汚泥」が含まれていないため、毎年度焼却量を確認すること

タ イ～ヨのほか、人の活動に伴って発生するメタン
実測その他適切な方法により得られるもの

3 一酸化二窒素【N₂O】(施行令第3条第1項第3号)

イ ボイラーにおける燃料の使用に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{燃料使用量}} \times \boxed{\text{発熱量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$
種類ごとに算定した後に合計

別表第5

	種類	単位	発熱量 (GJ / 単位)	排出係数 (kg - N ₂ O / GJ)	
1	一般炭	kg	0.0266	0.00058	
2	木材		0.0144	0.00058	
3	木炭		0.0305	0.00058	
4	B重油又はC重油	ℓ	0.0417	0.00017	

流動床ボイラーを除くボイラーを対象とする

A重油や気体燃料を使用する場合は、一酸化二窒素が発生しないものとし対象外とする

ロ ディーゼル機関における燃料の使用に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{燃料使用量}} \times \boxed{\text{発熱量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$
種類ごとに算定した後に合計

別表第6

	種類	単位	発熱量 (GJ / 単位)	排出係数 (kg - N ₂ O / GJ)	
1	灯油	ℓ	0.0367	0.0017	自動車、鉄道車両、船舶を除く
2	軽油		0.0382		
3	A重油		0.0391		
4	B重油又はC重油		0.0417		
5	液化石油ガス(LPG)	m ³ (kg)	0.1004 (0.0502)		
6	都市ガス	m ³	0.0397 (0.0411)		

液化石油ガス(LPG)

・施行令ではkgあたりの発熱量として下段()が示されているが、請求書記載の単位に合わせ、m³あたりの発熱量である上段の数値とする

都市ガス

・施行令ではN m³あたりの発熱量として下段()が示されているが、常温時の発熱量である上段の数値とする

自動車以外の定置式ディーゼル機関

ハ ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{燃料使用量}} \times \boxed{\text{発熱量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$
種類ごとに算定した後に合計

別表第3

	種類	単位	発熱量 (GJ / 単位)	排出係数 (kg - N ₂ O / GJ)	
1	液化石油ガス(LPG)	m ³ (kg)	0.1004 (0.0502)	0.00062	航空機、自動車、船舶を除く
2	都市ガス	m ³	0.0397 (0.0411)		

液化石油ガス(LPG)

- ・施行令ではkgあたりの発熱量として下段()が示されているが、請求書記載の単位に合わせ、m³あたりの発熱量である上段の数値とする

都市ガス

- ・施行令ではN m³あたりの発熱量として下段()が示されているが、常温時の発熱量である上段の数値とする

非常用発電機、コージェネレーションシステム等の可搬式ではない内燃機関、ガスエンジンを動力とする空調設備を対象とする

二 家庭用機器における燃料の使用に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{燃料使用量}} \times \boxed{\text{発熱量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$
種類ごとに算定した後に合計

別表第 4

	種類	単位	発熱量 (GJ / 単位)	排出係数 (kg - N ₂ O / GJ)	
1	灯油	ℓ	0.036 7	0.0005 7	こんろ、湯沸器、ストーブ、 その他の一般消費者が通常 使用機械器具
2	液化石油ガス(LPG)	m ³ (kg)	0.1004 (0.0502)	0.000090	
3	都市ガス	m ³	0.039 7 (0.0411)	0.000090	

液化石油ガス(LPG)

- ・施行令ではkgあたりの発熱量として下段()が示されているが、請求書記載の単位に合わせ、m³あたりの発熱量である上段の数値とする

都市ガス

- ・施行令ではN m³あたりの発熱量として下段()が示されているが、常温時の発熱量である上段の数値とする

こんろ、湯沸器、ストーブ等の家庭用機器、家庭用コンロ、瞬間湯沸器、ファンヒーター等を対象とし、ボイラー等による給湯、空調システム、熱源に電気を使用するものを除く

ホ 自動車の走行に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{走行距離}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$
種類ごとに算定した後に合計

(1) 燃料：ガソリン・L P G

	種類	単位	排出係数(kg - N ₂ O / km)	
1	乗用自動車(ナンバー 3・5・7)	km	0.000029	

(2)～(7) 燃料：ガソリン

	種類	単位	排出係数(kg - N ₂ O / km)	
1	乗合自動車(ナンバー 2)	km	0.000041	
2	軽乗用自動車(ナンバー - 黄 5)		0.000022	
3	普通貨物自動車(ナンバー - 1)		0.000039	
4	小型貨物自動車(ナンバー - 4)		0.000026	
5	軽貨物自動車(ナンバー - 黄 4)		0.000022	
6	特種自動車(ナンバー - 8)		0.000035	

(8)～(12) 燃料：軽油

	種類	単位	排出係数(kg - N ₂ O / km)
1	乗用自動車(ナンバー - 3・5・7)	km	0.000007
2	乗合自動車(ナンバー - 2)		0.000025
3	普通貨物自動車(ナンバー - 1)		0.000014
4	小型貨物自動車(ナンバー - 4)		0.000009
5	特種自動車(ナンバー - 8)		0.000025

燃料：圧縮天然ガス(CNG) 実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(環境省地球環境局発行)には定められていないが算定に含める(排出係数はガイドライン参照)

	種類	単位	排出係数(kg - N ₂ O / km)
1	小型貨物自動車(ナンバー - 4) 乗用自動車(ナンバー - 3・5・7) 軽貨物自動車(ナンバー - 黄4) 軽乗用自動車(ナンバー - 黄5)	km	0.0000002
2	普通貨物自動車(ナンバー - 1)		0.0000128
3	特種自動車(ナンバー - 8)		0.0000145
4	乗合自動車(ナンバー - 2)		0.0000384

へ 船舶の航行に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{燃料使用量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$
種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数(kg - N ₂ O / Kℓ)
1	軽油	Kℓ	0.073
2	A重油		0.074
3	B重油又はC重油		0.079

本邦の各港間のみを航行する船舶

ト 麻酔剤として使用された一酸化二窒素

算定方法： $\boxed{\text{使用量(kg)}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$

チ 家畜のふん尿等の処理に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{平均的头羽数}} \times \boxed{\text{排出係数}} \times \boxed{\text{比率}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$
種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数 (kg - CH ₄ / 頭羽数・年)	比率 (算定期間 / 1年間)
1	牛	平均的 頭羽数	3.68	1 飼育期間が1年間に 満たない場合はその値
5	豚		1.25	
6	鶏		0.0393	

リ 耕地に使用された化学肥料に含まれる窒素からの排出

算定方法： $\boxed{\text{窒素量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$

種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数(kg - N ₂ O / t)
1	畑	t	23.0
2	水田		18.0

ヌ 農作物の栽培に使用された肥料に含まれる窒素からの排出

算定方法： $\boxed{\text{窒素量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$

種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数(kg - N ₂ O / t)	
1	野菜	t	12.1	化学肥料を除く
2	水稲		10.6	
3	果樹		10.8	
4	茶樹		74.5	
5	ばれいしょ		31.6	
6	飼料作物		9.43	

ル 放牧地における家畜のふん尿等からの排出

算定方法： $\boxed{\text{平均的头数}} \times \boxed{\text{排出係数}} \times \boxed{\text{比率}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$

	種類	単位	排出係数 (kg - N ₂ O / 頭数・年)	比率 (算定期間 / 1年間)
1	牛	平均的 頭数	0.18	1 飼育期間が1年間に 満たない場合はその値

ロ 農業活動に伴う焼却による排出

算定方法： $\boxed{\text{焼却量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$

種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数(kg - N ₂ O / kg)
1	穀	kg	0.000060
2	わら		0.00062

ワ 下水又はし尿の処理に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{処理量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$

種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数(kg - N ₂ O / m ³)
1	終末処理場	m ³	0.00016
2	し尿処理施設		0.00096

カ 浄化槽によるし尿等の処理に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{処理対象人員}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$

	種類	単位	排出係数 (kg - N ₂ O / 人)	比率 (算定期間 / 1 年間)	
1	合併処理浄化槽 農業集落排水処理施設	人	0.022	1 使用期間が1年間に 満たない場合はその値	し尿及び雑排水
2	地域污水处理施設		0.039		

算定単位は処理人槽ではなく、原則として当該浄化槽を通常利用している人数とする
地域污水处理施設に係る排出係数は、「算定・報告・公表制度」で示された数値とした

通常利用している人数について

庁舎	当該庁舎に勤務している職員数
市民等が利用する施設	施設利用者（1日平均）
利用者が把握できない施設	何らかの方法により1日あたりの平均利用者が分かればその人数とし、不明な場合は浄化槽の処理人槽(規模)とする
公衆トイレ等	浄化槽の処理人槽(規模)とする

ヨ 一般廃棄物の焼却に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{焼却量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$

種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数(kg - N ₂ O / t)
1	連続燃焼式焼却施設	t	0.0565
2	准連続燃焼式焼却施設		0.0534
3	バッチ燃焼式焼却施設		0.0712

し尿処理施設で発生した汚泥の焼却量を含む（統計上の焼却量全量にはし尿汚泥量が含まれている）

焼却量の算定方法

【焼却量(搬入分)】

収集搬入量 八帖クリーンセンター + 中央クリーンセンター	×	岡崎市・幸田町 搬入比率(%) 【岡崎市分】 (可燃ごみ内訳より)	+	破碎残さ 八帖クリーンセンター + 中央クリーンセンター	×	岡崎市・幸田町 搬入比率(%) 【岡崎市分】 (不燃ごみ内訳より)
--	---	---	---	---------------------------------------	---	---

タ 産業廃棄物の焼却に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{焼却量}} \times \boxed{\text{排出係数}} = \boxed{\text{kg - N}_2\text{O}}$

種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	排出係数(kg - N ₂ O / t)
1	紙くず又は木くず	t	0.010
2	廃油		0.0098
3	廃プラスチック類		0.17
4	下水汚泥		1.11
5	汚泥(4を除く)		0.45

下水汚泥の焼却量を算定する

「汚泥(4を除く)」にはし尿汚泥を含まない（一般廃棄物の焼却に伴う排出を算定するための焼却量全量に含まれている）

- レ イ～タのほか、人の活動に伴って発生する一酸化二窒素
実測その他適切な方法により得られるもの

4 ハイドロフルオロカーボン (施行令第3条第1項第4号)

イ 自動車用エアコン使用時の排出

算定方法： $\boxed{\text{エアコン使用車両}} \times \boxed{\text{排出係数}} \times \boxed{\text{比率}} = \boxed{\text{kg - HFC}}$

	種類	単位	排出係数 (kg - HFC / 台・年)	比率 (算定期間 / 1年間)	
1	エアコン 使用車両	台	0.015	1 使用期間が1年間に 満たない場合はその値	HFC 封入機のみ

HFC は平成3年(1991年)以降の新車に使用されはじめ、平成7年(1995年)以降のすべての新車に使用されている

ロ 自動車用エアコン廃棄時の排出

算定方法： $(\boxed{\text{封入量(kg)}} - \boxed{\text{回収・適正処理量(kg)}}) = \boxed{\text{kg - HFC}}$

環境省作成のガイドラインに基づき、次の方法により算定する

$$\left(\boxed{\text{製造時封入量}} - \left(\boxed{\text{排出係数}} \times \boxed{\text{使用年数}} \right) \right) \times 99\% = \boxed{\text{kg - HFC}}$$

(kg - HFC) (kg - HFC / 台・年) (年)

製造時封入量が不明な場合は、次の数値を使用できるものとする

本市が保有する車両と同等であると思われる現行車両について、種類ごとに平均的な封入量を調査のうえ定めたもの

分類	車種	ナンバー	製造時 HFC 封入量
(1)	普通貨物・普通特種	1・8	500 g
(2)	乗合・普通乗用・小型乗用・小型貨物	2・4・5	乗車定員1人あたり 100 g
(3)	軽自動車	黄4・5・8	400 g

(1)... C N G仕様車では封入量が 700～750 g の車両が一部存在するが、封入量については非 C N G 車と同一とみなす

(2)... メーカーや車体形状により多少の差はあるが、おおむね乗車定員1人あたり 100 g であるため、廃棄車両の乗車定員(最大乗車定員)に 100 g を乗じた数値とする

(3)... 車体形状により多少の差はあるが、メーカー各車両の平均的な数値とした

使用年数は初度登録年月から廃棄年月までの実期間とするが、不明な場合は初度登録年から廃棄年の期間とすることができるものとする

回収・適正処理量については、実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(環境省地球環境局発行)に基づき、廃棄時封入量の 99% とする

ハ 製品の使用又は廃棄に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{排出量}} = \boxed{\text{kg - HFC}}$ 種類ごとに算定した後に合計

	種類	単位	
1	噴霧器	kg	使用又は廃棄に伴い排出した量
2	消火器		

二 イ～ハのほか、人の活動に伴って発生する HFC
 実測その他適切な方法により得られるもの

5 パーフルオロカーボン (施行令第 3 条第 1 項第 5 号)
 実測その他適切な方法により得られるものを合算

6 六ふっ化硫黄 (施行令第 3 条第 1 項第 6 号)

イ 電気機械器具の使用に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{封入量}} \times \boxed{\text{排出係数}} \times \boxed{\text{比率}} = \boxed{\text{kg - SF6}}$

	種類	単位	排出係数 (kg - SF6 / kg - SF6 ・ 年)	比率 (算定期間 / 1 年間)	
1	封入量	kg	0.001	1 使用期間が1年間に 満たない場合はその値	変圧器、開閉器、遮断器その他の電気機械器具

ロ 電気機械器具の点検に伴う排出

算定方法： $\boxed{\text{排出量(kg)}} = \boxed{\text{kg - SF6}}$

ハ 電気機械器具の廃棄に伴う排出

算定方法： $(\boxed{\text{封入量(kg)}} - \boxed{\text{回収・適正処理量(kg)}}) = \boxed{\text{kg - HFC}}$

二 イ～ハのほか、人の活動に伴って発生する六ふっ化硫黄
 実測その他適切な方法により得られるもの

排出係数等について (施行令第 3 条第 2 項)

事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、当該実測等に基づく係数を用いることができる。

資料3

岡崎市地球温暖化対策カレンダー

	名称等	取組内容
4月	地球温暖化対策目標設定	地球温暖化対策実行計画各課の目標を設定する
	みどりの月間(4/15~5/14)	緑のカーテンの準備(種まき等)
5月	自転車月間	エコ通勤推進・公用車の利用削減
	ごみ減量・リサイクル推進週間(5/30~6/5)	ごみ減量、コピー紙削減、リサイクル情報活用
6月	環境月間	地球温暖化を含めた環境について考える
	クールビズ(~9/30)	冷房温度を28度以上に設定する。快適に業務ができるようクールビズに心がける
	夏至の日(ライトダウン)	公共施設のライトダウン、定時退庁の徹底
	各課事務事業における温暖化対策の目標・実績の確認	
7月	クールアースデー(7日)	公共施設のライトダウン、定時退庁の徹底
8月	夏の省エネ総点検の日	無駄なエネルギーを使用していないか、省エネを進めることのできる方策はないか考える
	水の日(1日)	節水・マイボトル持参の推進
	箸の日(4日)	マイ箸の持参を推進
9月	オゾン層保護対策推進月間	フロンの適正回収を考える
	バス利用促進月間	エコ通勤推進
	各課事務事業における温暖化対策の目標・実績の確認	
10月	3R推進月間	リデュース、リユース、リサイクルの徹底
	環境に優しい買い物キャンペーン月間	グリーン購入の徹底
11月	エコドライブ推進月間	エコドライブの取得、徹底
12月	地球温暖化防止月間	地球温暖化対策実行計画の行動の徹底
	各課事務事業における温暖化対策の目標・実績の確認	
1月	市の健康診断	健康のためにもエレベータの使用を自粛し、階段を使用する(2up3downの徹底)
2月	省エネルギー月間	無駄なエネルギーを使用していないか、省エネを進めることのできる方策はないか考える
3月	電気の日(25日)	使用しない機器のコンセントをプラグから抜き待機電力カットを徹底

水の日、箸の日、電気の日については記念日であるが、取組みの推進としては記念日を含む1箇月間とする。

毎月19日	はぐみんデー	子育て応援の日であることから定時退庁の実施
毎月第1水曜日	エコモビの日	エコ通勤の推進

環境共生都市をめざして

岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

（エコオフィス・エコチャレンジプラン岡崎）

発行 岡崎市
企画編集 岡崎市環境部環境総務課
〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
TEL 0564-23-6685
Eメール ondankataisak@city.okazaki.aichi.jp

この冊子は再生紙を使用しています。

（平成23年3月31日作成）